長沙五一広場東漢簡牘
郡太守府発信文書訳注稿

飯　田　祥　子

はじめに

長沙五一広場東漢簡牘とは，二〇一〇年に湖南省長沙市中心部で発見された後漢時代〔二五～二二〇年〕の簡牘資料群をいう。報告によれば[1]，材質は木・竹で，総数は七千から一万点と推測される。後漢時代のものであると判断された根拠は，一部の簡に紀年がみられることであり，最も早期のものは章帝章和四年〔和帝永元二年，九〇年〕，おそいものは安帝永初五年〔一一一年〕である。

二〇一三年に発掘簡報が発表され[2]，遺跡・遺物の概況が報告され，同時に二〇点ほどの簡牘のカラー写真，釈文が掲載された。二〇一五年には『選釈』が出版され，一七六点のカラー写真，赤外線写真，釈文が収録された。重複をさけると「簡報」『選釈』計一九〇点が公開されている（二〇一七年二月現在）。これは総数の二%程度にすぎず，資料群全体を把握できる段階ではない。

しかし個別の簡についていえば，現段階でも内容を検討することには意義があると考えられる[3]。他の簡牘資料，たとえば古くから研究の盛んな居延・敦煌等西北漢簡の場合，大多数の資料は一点あたりの文字数が限られる。本来冊書を構成していた資料も，ばらばらの状態で出土することがほとんどであるが，その場合，文書であれ，簿籍であれ，集成・復元し[4]，本来の形態の中に位置づけねば，一点の資料がどのような意味を持つのか把握しがたい。五一広場東漢簡牘と同じ長沙市中心部で出土した走馬楼三国呉簡も簿籍が多くを占めるため，一点の簡牘資料からわかることは限られ，集成を行うことが重要な意味をもつ[5]。それに対して五一広場東漢簡牘は二行書きの簡が多く[6]，大型の簡牘に二〇〇字以上の長文文書が記載された例もあり，一点の資料の文字情報量は比較的多い[7]。このような形態的な特徴をいかし，個別の簡牘文書の訳注を作成することで，資料群全体が将来公開されるまえの準備作業を試みたい。

五一広場東漢簡牘は長沙郡治臨湘県廷のものとされ[8]，とりわけ文書が多いようである。県廷に保管された文書は，県廷が受信した文書正本か，県廷が発信した文書の草稿・控えが主であろう。つまり，この資料群は後漢中期に長沙郡臨湘県廷で行われた官吏たちの業務の産物であり，県廷における地方行政そのものである。

漢代の文書の書式・機能については，西北漢簡に基づく知見を中心にすでに豊富な研究蓄積があり[9]，これらを参照することで，文書の書式上の特徴を把握し，基本的な性質を知ることが可能である。本稿ではひとまず一九〇点のなかから，下行文書の書式を持つ簡を抽出する。県廷が保管・廃棄した文書のなかに，下行文書の正本があるならば，それは県の上級機関である郡が発信し（転送もふくむ）県が受信したものであると考えられる[10]。

鷹取祐司によれば，漢代の下行文書には「書」「記」二種の書式がある[11]。ここでは鷹取の論考をもとに「書」「記」に特徴的な文言を整理しておく。

	書	記
「某到」	「書到」	「記到」
発信日付	文頭「年号・年・月・朔日・日」	文頭「月・日」／なし／文末「年号・年・月・日・起某」
発信者	「長官名」／「長官名次官名」	「府」／「官」／なし
書き止め	「如律令」／「如某某律令」	「有教」／「毋以它為解」／「毋以它為解有教」／「以急疾為故急急」／なし

既発表五一広場東漢簡牘一九〇点からこの特徴を持つ簡を抽出すると，「書」五，「記」四，計九点が得られた。このほかに「書到」「記到」の文言を含む簡があるが[12]，「書」「記」を引用していると考えられるので，今回は訳注の対象とはしない[13]。また今回取り上げた資料も冊書として復元された場合，他の文書に引用再録された文書である可能性がある。

註

(1) 長沙市文物考古研究所・清華大学出土文献与保護中心・中国文化遺産研究院・湖南大学岳麓書院編『長沙五一広場東漢簡牘選釈』（中西書局，2015）「前言」による。以下『選釈』と略称する。

(2) 長沙市文物考古研究所「湖南長沙五一広場東漢簡牘発掘簡報」（『文物』2013-6）。以下「簡報」と略称する。

(3) 中国や台湾の研究者の関心は高く，「簡報」の発表と前後して『斉魯学刊』2013-4に5本の論考が掲載され，その後もウェブサイト「簡帛網」（武漢大学簡

帛研究中心 http://www.bsm.org.cn/）を中心に多くの論考が発表されている。
　管見のかぎり，日本の研究者が五一広場東漢簡牘を取り上げた論考として以下がある。
角谷常子「木簡使用の変遷と意味」（『東アジア木簡学のために』汲古書院，2014）。
鷹取祐司『秦漢官文書の基礎的研究』（汲古書院，2015）。
髙村武幸「後漢代の公文書と書信」（初出2015。『秦漢簡牘史料研究』汲古書院，2015）。
飯田祥子「長沙五一広場東漢簡牘 J1③：325-1-140木牘の初歩的整理」2014.7.21　http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note08(Iida).html，「湖南長沙五一広場東漢簡牘 J1③：129木牘訳注稿」2015.5.7　http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note11(Iida).html（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所「中国古代簡牘の横断領域的研究」ホームページ史料ノート）。

⑷　代表的な研究に，大庭脩「居延出土の詔書冊」（初出1961。『秦漢法制史の研究』創文社，1982），永田英正『居延漢簡の研究』（同朋舎出版，1989）がある。

⑸　鷲尾祐子「分異の時期と家族構成の変化について―長沙呉簡による検討―」（伊藤敏雄等編著『湖南出土簡牘とその社会』汲古書院，2015）など。

⑹　二行書きの簡は「両行」とよばれ，編綴され使用される。角谷常子「簡牘の形状における意味」（冨谷至編『辺境出土木簡の研究』朋友書店，2003）参照。
髙村武幸「中国古代簡牘の分類について」（初出2012。『秦漢簡牘史料研究』所収）は，二行書き簡の目安を幅15～29㎜程度とする。それに対して既発表の五一広場東漢簡牘では，24～34㎜程度の幅広めの簡が二行書きに使用されている。

⑺　里耶秦簡でも単独簡が多用されていることが注目されている。角谷常子「里耶秦簡における単独簡について」『奈良史学』30，2013　参照。

⑻　陳偉「五一広場東漢簡牘属性芻議」（「簡帛網」2013-09-24　http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id＝1913）

⑼　近年の成果として鷹取祐司『秦漢官文書の基礎的研究』，髙村武幸『秦漢簡牘史料研究』がある。また京都大学人文科学研究所簡牘研究班編『漢簡語彙　中国古代木簡辞典』（岩波書店，2015。以下『漢簡語彙』と略称）を多く参照した。

⑽　なお草稿・控えであるならば，県が郷などの下級機関にむけて発信したものと考えられるが，既発表簡のなかに下行文書の草稿・控えと判断できるものはみられない。

⑾　鷹取祐司「漢代官文書の種別と書式」（初出2003。『秦漢官文書の基礎的研究』）。

⑿　J1②：122/『選釈』一八，J1③：325-2-3/『選釈』五四，J1③：325-4-46/『選釈』六五，J1③：325-4-48/『選釈』六六。

⒀　このほかに J1③：264-295/「簡報」例一六（竹簡）「☑□□□訖明証　検験正処言会五」も，期限を定める文言からなるため，下行文書を含む可能性がたかい。しかし断簡で，発信者・受信者は不明，正本か控えか，文書本体か引用かの判別がつかないので，今回の訳注の対象とはしていない。

凡例

既発表五一広場東漢簡牘一九〇点のうち，郡太守府発信臨湘県廷受信と推測される文書は九点ある。そのうち「書」の書式を持つものを「書一～五」，「記」の書式を持つものを「記一～四」とした。簡の表記は「J1①：105-2/『選釈』一四」「J1③：325-1-140/「簡報」例五」のようにし，「出土編号」と『選釈』「簡報」の整理番号を併記した。

【原文】に示した釈読は『選釈』を底本とするが，『選釈』未収録で「簡報」のみに掲載されたものは「簡報」を底本とする。釈読を改めた文字は，【原文】の該当箇所に番号をふり，【釈字】にて注記した。改行や空白の取り方など，簡牘における表記体裁をできるだけ反映させた。文字は理解に問題のない範囲で通行の字体を用いる。

また簡牘資料の引用では以下の記号を用いる。

□　一字不鮮明

⊿　簡の断欠

＿＿　別筆

【注】冒頭の数字およびA・B等は，それぞれ行数，A面，B面等を示す。

【句読】【訓読】では（　）内に読み替えた文字を加えた。

【現代語訳】長文の文書については，〈　〉で解説や引用文書の仮題を加えた。

訳注

・書一　J1①：105-2/『選釈』一四

【原文】

1　⊿□告中部督郵　書掾常謂臨湘写移書

2　⊿　関副言会　　月廿日如南郡府書

【形態的特徴】

残長120㎜，幅34㎜（『選釈』による）。両行で上方を欠く残簡である。

1行目「郵」-「書」/2行目「会」-「月」の間に空間，右側面には僅かに欠けがある。紐の痕跡が写真上で確認できる。

【注】

1　□告中部督郵書掾常謂臨湘　『選釈』は「督郵書掾，漢代官職名，蓋郡一級

監察官吏，分部監郡，中部為其一（督郵書掾とは漢代の官職名であり，郡級の監察官吏で，一郡を分割監察し，中部とはその一つであろう）」とする。

同じ長沙市中心部で出土した東牌楼東漢簡牘1001号木牘でも，中部督郵掾が臨湘県の案件を管轄している（長沙市文物考古研究所・中国文物研究所編『長沙東牌楼東漢簡牘』文物出版社，2006。1001号木牘については籾山明「長沙東牌楼出土木牘と後漢後半期の訴訟」初出2011，『秦漢出土文字史料の研究』創文社，2015所収　参照）。

「臨湘」は臨湘県のことである。残簡で発信者名は欠けているが，郡吏である督郵書掾と臨湘県に下行文書を発信しているので，この文書は長沙郡太守府が発信したと考えられる。

なお１行目には15文字確認できる。他の簡の例では一行に30から40字程度書かれるようであるので，残欠部分には発信年月日（「元号某年某月干支朔某日干支」）で13字，それに発信者の官名と名で，一行が埋まる。この簡は冊書の１枚目であろう。

1　写移　「写移」は「書き写して送る」（『漢簡語彙』）。後掲の「書四」でもみられる。「写移」の用例については鷹取祐司「秦漢官文書の用語」（『秦漢官文書の基礎的研究』）に詳しく，「中継転送文書で目的語を明示しない「写移」の目的語は，その中継転送文書の発信者が受領し，その中継転送文書に添付して送る文書であると考えられよう」（121頁）と述べている。

この資料の場合，２行目に「如南郡府書」とあるので，南郡太守府からの文書を転送するのであろう。

1　書　「書」の後には「到」が続き，発信者からの具体的な指示命令が示される（鷹取祐司「秦漢官文書の用語」114頁参照）。

2　関副言　「関」は「報告する。上申」（『漢簡語彙』），「副」は「副本。文書などの控え」（『漢簡語彙』）であるので，「副本を上申して報告せよ」ということである。

2　会月廿日　「会」は「会日」，「期限とする日。期日」（『漢簡語彙』）。

2　如南郡府書　「南郡」は長沙郡の北隣の郡である。

「如府書」は居延漢簡にみえ，鷹取祐司によれば「府書の指示通りに行え」という意味をもつ書きとめ文言である（「秦漢官文書の用語」164頁）。この資料では「南郡太守府の文書の指示通りに行え」ということになる。

居延漢簡には「会某日如某記律令」で結ばれる文書がみえる（「会月十三日如府記律令」E.P.T49：7，「会月廿六日如府記律令」E.P.F22：151）。また「如府書律令」で結ばれる文書もある（「令史受報如府書律令」73EJT3：60，「故如府書律令」E.P.F22：160等）。本文書もこの後「律令」の二字が続き，結ばれたと考えられる。

J1①：105-2簡は冊書の１枚目であり，２枚目の簡には「律令」の二字と担当者名が記載され，両行簡二枚でこの文書は完結したのであろう。それに「写」した「南郡府書」が添付され，受発信されたと考えられる。

【句読】
⊿□告中部督郵書掾常，謂臨湘。
写移。
書……関副言。会月廿日。如南郡府書……

【訓読】
……中部督郵書掾常に告げ，臨湘に謂う。
写移す。
書……副を関して言え。月廿日に会せよ。南郡府の書……の如くせよ。

【現代語訳】
……中部督郵書掾の常に告げ，臨湘に謂う。
書き写して転送する。
この「書」（が届いたら）……副本を上申して報告せよ。今月二十日を期限とする。南郡太守府の文書……の指示通りに行え。

・書二　J1③：263-21/『選釈』一五〇

【原文】
（A 面）
1　延平元年　　三月戊寅朔六日癸未行　長沙大守文書事大守丞当謂
2　臨湘民自言辞如牒即如　辞書到爰書聴受麦　　秋考実姦詐明分別

（B 面）

兼掾昆守属哀書佐汜

【形態的特徴】

長さ228㎜，幅33㎜（『選釈』による）。「両行」簡である。

A 面の 1 行目「年」-「三」／ 2 行目「如」-「辞」，1 行目「行」-「長」／ 2 行目「麦」-「秋」の間には編綴のための空間がとられる。また AB 両面に紐の痕跡が写真上で確認できる。

『選釈』は冊書の最初の簡であるとする。

【注】

A-1　延平元年三月戊寅朔六日癸未　「年」字には長く懸針がつけられる（懸針については冨谷至「書体・書法・書芸術―行政文書が生み出した書芸術」『文書行政の漢帝国』名古屋大学出版会，2010　に詳しい）。

延平元年は後漢第五代殤帝の治世，106年にあたる。

A-1•2　行長沙大守文書事太守丞当謂臨湘　行某官事は職務代行に関する表記であり（鷹取祐司「漢代における「守」と「行某事」」『日本秦漢史研究』17，2016），この文書では長沙太守丞の当が太守の職務を代行する。後にみる「書四」でも太守丞が太守の職務を代行するが，「長沙大守行文書事大守丞」とあり，「行」の位置は一致しない。

臨湘は臨湘県。

A-2　民自言辞如牒　自言は「自らが官に対して申し立てる」（『漢簡語彙』）こと。「辞」は民の申し立てた言葉を指し，それは「牒」，すなわち「簡牘。添付文書」（『漢簡語彙』）に記される。本文書に添付して発信するので，それを参照せよとのことである。

A-2　即如辞　「如辞」とは，「（申し立ての）ことば通りである」ということであり，「自言」を承認するのであろう。

A-2　書到　「この文書が届いたら」。「書到」は下行文書「書」の特徴的な表現であるので，J1③：263-21/『選釈』一五〇は「書」の一部であると判断し

た。

A-2　爰書聴受　「爰書」とは「公証文書としての機能」をもち，「担当官吏によって作成された，特定事実を公的に証明するための文書」である（籾山明「爰書新探―古文書学と法制史―」初出1992，『中国古代訴訟制度の研究』京都大学学術出版会，2006。223頁）。籾山によれば「自言」をうけ，官吏が対処する過程で爰書が作成される。ここでは郡が県に対して，爰書を作成して「聴受」（「ききいれる」『漢簡語彙』）するよう指示する。

A-2　麦秋考実姦詐　『選釈』は『後漢書』和帝紀永元十五年「有司奏すらく，以為えらく夏至は則ち微陰起き，靡草死すれば，以って小事を決す可し（有司奏，以為夏至則微陰起，靡草死，可以決小事）」とその李賢注の引く『礼記』月令「孟夏の月，靡草死し，麦秋至らば，薄刑を断じ，小罪を決す（孟夏之月，靡草死，麦秋至，断薄刑，決小罪）」を引用する。

『後漢書』魯恭伝には「初，和帝末，令を下して麦秋に薄刑を案験するを得しむ。而して州郡は好みて苛察を以て政と為し，此に因りて遂に盛夏に断獄す（初，和帝末，下令麦秋得案験薄刑。而州郡好以苛察為政，因此遂盛夏断獄）」とある。この一件について銭大昭は「旧制は立秋に至りて乃ち薄刑を行するに，永元十五年自り後は改めて孟夏に用う（旧制至立秋乃行薄刑，自永元十五年後改用孟夏）」（『後漢書辨疑』巻二和帝紀）と整理している。つまり和帝永元十五年〔103〕年，夏期の断獄が行われるようになるが，安帝期に入り，魯恭の諫言をきっかけに廃止された。

「書二」は延平元年〔106〕の文書であり，ちょうど夏期の断獄が実施された時期にあたる。「麦秋」は孟夏四月である。「書二」は，四月になったらこの案件を処理する，そのための準備をせよ，という指示として三月六日に発信されたのであろう。

A-2　明分別　既発表簡中にこの簡に続くことが明らかな簡はみられない。

「明分別」は五一広場東漢簡牘の下行文書文末によくみえる。J1③：325-2-3/『選釈』五四は「（略）記到実核詭責明分別正処言右种賜叩頭死罪死罪奉得記（略）」とあり，下行文書「記」が「明分別正処言」で結ばれ，受信者側は引用して「叩頭死罪死罪」で受けている。下行文書本体での使用例としては，後にみる「記三」では「記到（略）明正処言皆会月十五日」とあり，表現に違

いはあるが同種の文言であろう。このほかに「分別正処言」（J1③：325-1-65/『選釈』一一四），「明正処言」（J1③：325-4-46/『選釈』六五），「明処言」（J1③：325-4-48/『選釈』六六）などがある。

「分別」は「きっちりとわける。区別する」（『漢簡語彙』）こと。「処」は五一広場東漢簡牘での用例は多く，これまでに「審」（趙平安・羅小華「長沙五一広場出土 J1③：285号木牘解読」『斉魯学刊』2013-4），「明」（陳偉「五一広場東漢簡牘校釈」「簡帛網」2013-09-24 http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id＝1912）とされている。「不処姓名」（後掲「記三」）という表現からも「処」を「あきらか」「つまびらか」と理解するのは妥当であろう。鷹取祐司は居延漢簡にみえる「明処」「正処」について「はっきりさせる」（「漢代の聴訟」初出2005。『秦漢官文書の基礎的研究』701頁）としている。

「明分別正処言」の句を逐語的に訳するのであれば「明らかに（ことの次第を）区別し，正しくつまびらかに報告する」といった意味となるが，下行文書での正確な報告を求める念押しのきまり文句であろう。

この後に続くのは「正処言」等と，期限（「会日」），「如律令」程度であろう。つまりこの文書は J1③：263-21簡１枚と，「正処言」から「如律令」などの書きとめ文言が記された両行簡１枚，計２枚で完結し，それに「民自言」が記載された「牒」が添付され受発信されたと考えられる。

B　兼掾昆守属哀書佐汜　とりあつかい担当者三名の官職名と名が連記される。

官職名に「兼」字が冠される場合，「本務以外の官職を兼ねる」意味であるとされる（『漢簡語彙』）。五一広場東漢簡牘では「兼」字を冠する掾史は多く，文書の発信者が「左賊史遷兼史脩助史龐」（J1③：325-32/『選釈』四八）の順番となっている事例から，史―兼史―助史の序列を示す語として用いられているようである。

【句読】

延平元年三月戊寅朔六日癸未，行長沙大守文書事大守丞当謂臨湘。
民自言。辞如牒。即如辞。
書到，爰書聴受，麦秋考実姦詐，明分別……
兼掾昆・守属哀・書佐汜。

【訓読】

延平元年三月戊寅朔六日癸未，行長沙大守文書事大守丞当は臨湘に謂う。
民自言す。辞は牒の如し。即ち辞の如し。
書到らば，爰書もて聴受し，麦秋に姦詐を考実し，明らかに分別し……
兼掾昆・守属裒・書佐汜

【現代語訳】
延平元年三月戊寅朔六日癸未，長沙太守の文書の職務を代行する太守丞の当が臨湘県に謂う。
民は申し立てて述べた。その言葉は添付文書のとおりである。申し立ての言葉のとおりである。
この「書」が届いたら，爰書を作成して受理し，麦秋には悪事をとりしらべ，明らかに（ことの次第を）区別し……
兼掾昆・守属裒・書佐汜　〈担当者名〉

・書三　J1③：325-1-18/『選釈』九四
【原文】
1　拘繫無罪殴撃人如　律令
2　四月廿九日

【形態的特徴】
長さ228㎜，幅33㎜（『選釈』による）。完形の両行簡である。
1行目「如」-「律」の間に空間があり，写真では編綴の痕跡が確認できる。
『選釈』は冊書の末にあたるとする。
2行目の「四月廿九日」は別筆である。

【注】
1　拘繫無罪殴撃人　同じ句は，後にみる「記三」6-7行目にもみえる。前の簡末尾に「毋」があったと考えられる。

1　如律令　「如律令」は下行文書「書」にみられる書きとめの慣用句であるので，J1③：325-1-18/『選釈』九四は「書」の一部であると判断した。
「当該の下達文書で命じられている命令を律令だと思って必ず遂行せよという意味を表す訓告的文言と理解される」が，「その原義を昇華して「以上，し

かるべく執りおこなえ」という書き止めの慣用句となっていた」（鷹取祐司「秦漢官文書の用語」165頁）とされる。

2　四月廿九日　別筆であり，受信者である県廷での開封記録であろう。

【句読】
……拘繫無罪，殴撃人。如律令。

四月廿九日

【訓読】
……無罪を拘繫し，人を殴撃する（毋れ）。律令の如くせよ。

四月廿九日

【現代語訳】
……無罪のものを拘束し，人に暴力をふるっては（ならない）。律令の通りにせよ。
〈県廷記入〉
四月廿九日

・書四　J1③：325-1-140/「簡報」例五

この簡に関連して以下の論考が公表されている。「書四」の考察で引用する場合は→の略称を用いる。
劉国忠「長沙東漢簡所見王皮案件発微」（『斉魯学刊』2013-4）　→劉国忠2013
伊強「湖南長沙五一広場東漢簡牘劄記」（「簡帛網」2013-07-16　http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id＝1867）　→伊2013
陳偉「五一広場東漢簡牘校釈」（「簡帛網」2013-09-24　http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id＝1912）　→陳2013
魏斌「古人堤簡牘与東漢武陵蛮」（『中央研究院歴史語言研究所集刊』85-1，2014）　→魏2014
劉楽賢「長沙五一広場出土東漢王皮木牘考述」（『中山大学学報（社会科学版）』55，2015）　→劉楽賢2015

劉国忠「五一広場東漢簡王皮運送軍糧案続論」(『出土文献』7，2015)　→劉国忠2015
李均明「長沙五一広場東漢簡牘考証八則」『史料与法史学（中央研究院歴史語言研究所会議論文集之十七)』中央研究院歴史言語研究所，2016　→李2016
柳立言「史料与法史学　前言」『史料与法史学（中央研究院歴史語言研究所会議論文集之十七)』中央研究院歴史言語研究所，2016　→柳2016
　また髙村武幸「後漢代の公文書と書信」125頁に日本語訳がある。
　本稿は拙稿「長沙五一広場東漢簡牘 J1③：325-1-140木牘の初歩的整理」をもとに改めたものである。

　『選釈』は以下の両行三簡を同じ事件に関連すると推測している。
「⊿□子□倶到郢船憙元令屯長姓王不処名白郢欲見請皮実問⊿」J1③：325-1-33/『選釈』一〇四
「文書来問王皮郢住憙元下津磧上炊一石米乃命王屯長来問憙元府廷書何在憙輒以書付王屯長持視郢飯頃王屯長還言皮不可得時郢与」J1③：325-2-8/『選釈』五六
「未敢擅付又次妻孝自言皮買船直未畢今郢言恐皮為姦詐不載辞訟當以時決皮見左書到亟実核姦詐明正処言会月十七日熹福元叩頭死罪死罪」J1③：325-4-46/『選釈』六五

【原文】
1　永元十五年閏月丙寅朔八日癸酉武陵大守伏波営軍守司馬郢叩頭死罪敢言之前言船師王皮
2　当償彭孝夫文銭皮船載官米財遣孝家従皮受銭郢叩頭叩頭死罪死罪皮船載米四千五百斛已重孝
3　不来今月六日遣屯長王于将皮詣県与孝誼詆（1）未到亭長姓薛不知名奪収捕皮繫亭案軍糧重
4　事皮受儆米六百卅斛当保米致屯営今収繫皮空船無摂護者亭重船稽留有日不得発恐宿
5　夜災異無誰詭責郢客吏被蒙府厚恩発遣正営流汗唯
6　長沙府財吏馬厳臨湘晨夜遣当代皮摂船者詣郢須進道皮訟決手械部吏伝詣武陵臨沅保入官
7　米（2）郢誠惶誠恐叩頭叩頭死罪死罪(3)敢言之

8　閏月十日乙亥長沙大守行文書事（4）大守丞虞謂臨湘写移県知皮受僦当保載而盛春(5)佝留皮又不遣
9　孝家受取直更相推移何書到亟処言会急疾如律令　・掾広卒史昆書佐喜（6）
10 今白誰収皮者召之閏月十一日開

【形態的特徴】
「簡報」にカラー写真および釈文が掲載され，『選釈』には収録されていない。簡の大きさは不明。「簡報」は「此件為一寛大木牘，両頭高，文字書于凹面中，其上顕然原本有一塊用来封緘文書的蓋板，今已失（これは大きな木牘で，両端は厚みがあり，文字は凹面中に書かれており，上にはあきらかに本来文書を封緘するのに用いる蓋板があったが，今は失われている）」と述べる。
東牌楼東漢簡牘の1001号簡，1128号簡（『長沙東牌楼東漢簡牘』）と同様の形態で，いわゆる「合檄」である（合檄については，何佳・黄樸華「試探東漢「合檄」簡」が『選釈』に収録されている。また角谷常子「木簡使用の変遷と意味」を参照。高村武幸「中国古代簡牘の分類について」の分類では「四三底」に相当する）。
1行目から9行目までは同筆で謹直な文字で書かれ，10行目のみ別筆である。

【釈字】
(1)「簡報」は「誼詆」を「誼誼」と釈読していた。劉楽賢2015は「誼詆」に改め，これに従う。
(2)「簡報」は「朱」と釈読する。図版写真により「米」にあらためる。
(3)「簡報」は「死罪」と釈読し，「死罪死罪」の重複を落としている。図版写真および劉楽賢2015の指摘により補う。
(4)「簡報」は「書」字を落としている。図版写真および伊強2013の指摘により補う。
(5)「簡報」は「巻（？）」とし，劉楽賢2015の指摘により「春」にあらためる。
(6)「簡報」は「熹」と釈読する。図版写真により「喜」にあらためる。

【注】
1　永元十五年閏月丙寅朔八日癸酉　「永元十五年」は後103年，後漢和帝治世。「閏月」は閏正月である（劉楽賢2015の指摘）。
後に「写移」（8行目）とあるように，この部分は書き写され引用された部

分である。この引用された文書を発信者により〈郅発信文書〉と仮称する。引用は7行目「敢言之」までである。

1　武陵大守伏波営軍守司馬郅　「武陵大守伏波営」について，劉国忠2013は武陵郡郡兵の兵営の名称であろうと推測する。また後漢時代の武陵蛮と伏波営の関係については魏2014に詳しい。

「軍守司馬」は官名，『続漢書』百官志によれば，軍営は部に分かれ，部には軍司馬・軍仮司馬などがある（劉楽賢2015の指摘）。

「郅」は人名。先行研究の多くは，「簡報」の釈読に従い7行目の「米」を「朱」と読み，発信者郅の姓を朱としているが誤りである。

1　叩頭死罪敢言之　「叩頭死罪」は「書簡や上行文書で用いられる謙譲表現」（『漢簡語彙』）であるが，ここでは2行目の「叩頭叩頭死罪死罪」と応じ，間の「前言……受銭」の部分と，「皮船」以下を区切る役割を果たす。

「敢言之」は「文書において，主として上級の機関に報告する場合に謙譲の意を示す常套句」（『漢簡語彙』）であり，ここでの報告先は6行目にみえる「長沙府」である。

1　前言　発信者郅は閏正月八日付けの文書以前に，長沙太守府に何ごとかを述べていた。その要旨を再度述べることを「前言」の語句によって導く。

「前言」は2行目「叩頭叩頭死罪死罪」の前までである。「前言」した日付は明記されないが，3行目で述べられる事件が発生したのが「今月六日」であるので，それ以前である。

1-2　船師王皮当償彭孝夫文銭　走馬楼呉簡中に食糧運搬に従事する「船師」が見られることは劉国忠2013，劉楽賢2015，李2016が指摘している。

「彭孝」について，劉国忠2013は女性の人名で，「夫」はおっと，「文」が彭孝の夫の名であるとし，王皮は文に負債があり，文の未亡人である彭孝が負債を取り立てたと理解する。また劉国忠2015ではJ1③：325-4-46/『選釈』六五に「次妻孝自言」とあることから，彭孝は文の「第二任妻子（二番目の妻）」であるという。

劉楽賢2015は劉国忠2013説に従いつつも，「文銭」で「銭」をいう可能性も指摘する。劉国忠説で意味は通じるのでこれに従っておく。

2　皮船載官米財遣孝家従皮受銭　劉国忠2013，劉楽賢2015は「財」を「才」「僅」「剛剛（ちょうど，たったいま）」とし，柳2016は「裁定」とする。この「財」は「裁」に通じ，「裁量する」（『漢簡語彙』），差配する，取りはかるといった意味である。本簡６行目「長沙府財吏馬」，J1③：169（『選釈』一三九/「簡報」例七）「唯明廷財省厳部吏」の用例があり，すでに「簡報」がJ1③：169について「財，同裁，裁量（財は裁と同じで，裁量である）」としている。

句読にも諸説あり，「簡報」は「皮船載官米財。遣孝家従皮受銭」，劉国忠2013・劉楽賢2015・李2016は「皮船載官米，財遣，孝家従皮受銭」，柳2016は「皮船載官米，財遣孝家従皮受銭」とする。

句読としては柳説がよい。しかし柳説は「依裁定，差遣彭孝到王皮那裡領受欠債（裁定によって，彭孝を王皮の所に負債を受け取りに派遣した）」「官府裁定王皮当償，並遣彭孝到王皮那裡領取欠債（官府は王皮が債務をあがなうよう裁定し，あわせて彭孝を王皮の所に負債を受け取りにやらせた）」と，「財」を「裁定」として理解するのは従いがたい。

彭孝を王皮のもとにやらせて債務を解消する（「遣孝家従皮受銭」）のは，「皮船載官米」という状況のためである。負債を解消する義務があることは２行目冒頭「当償彭孝夫文銭」ですでに述べており，「皮船載官米」の後の「財」は負債の裁定とは無関係である。「財」とは「遣孝家従皮受銭」ということを「差配する」「とりはかる」のである。

「皮船載官米」で王皮が官の用をつとめている状況をのべる。債権者彭孝のもとに債務者王皮が出向き借金を返済すれば，王皮の債務問題は解消されるが，官のつとめにある王皮が私的な用件で持ち場を離れることはあってはならない。かわりに彭孝側が王皮のもとに出向き銭を受け取れば，債務問題を解消することは可能である。しかし「武陵大守伏波営軍守司馬」である郢自身がその手はずを整えることはできない。そこで長沙太守府に「財（とりはかる）」ことを郢は「前言」で要請していた。このことを閏正月八日付けの〈郢発信文書〉で繰り返している。

2　皮船載米四千五百斛已重　西北漢簡の戍卒の食糧支給一ヶ月三石三斗三升を基準とするならば，「四千五百斛」は1350人分の一ヶ月の食糧となる。

「重」について劉国忠2013は「這里的“重”字有把這批糧食已装載上船的含義，同時也強調這批糧食的重量，別外可能也是突出這批軍糧的重要（この“重”字はこの糧食をすでに船に積載したという意味を持つが，同時にこの糧

食の重要性を際立たせるのでもあろう)」とするが，従いがたい。

五一広場東漢簡牘 J1③：325-2-32/『選釈』六〇に「到二年七月諸船載布重」という用例がある。『選釈』は「重，載重。此指布已載入船中（重とは，荷物を積みこむこと。ここでは布がすでに船の中に積み込まれたことを指す)」と注するが，「重」を「積み込む」という意味の動詞と解すると，「載」と動詞がかさなってしまう。

「重」は船が荷物を積み込んだ状態を示すと理解すべきであろう。荷車のことを「重車」とよぶ（『漢書』朱買臣伝「(朱買臣）重車を将いて長安に至る（将重車至長安)」，顔師古注「衣食の具を載すは重車と曰う。重音直用の反（載衣食具曰重車。重音直用反)」)。軍糧を運ぶ車は「輜重」である。『後漢書』光武帝紀「輜重」注に李賢は『釈名』「其の累重せるを以て，故に輜重と称す（以其累重，故称輜重)」を引く。つまり積荷が積み重なった状態を「重」とよび，その車が「重車」である。また張家山二年律令徭律「事委輸，伝送重車重負日行五十里，空車七十里，徒行八十里（四一二簡)」では車の状態が「重」か「空（から)」かで区別される。船の場合でも「重」とは荷物が積み重なった状態をいうと考えられる。

ここでは「已重」とあり，船は積荷が積み込み済みの状態にあったのである。

2-3　孝不来　「来」について，劉楽賢2015は写真図版にもとづいて「成」であるとし，「孝不成」は「彭孝取銭不成功（彭孝は金を受け取るのがうまくいかなかった)」を意味するとする。しかし王皮の船が穀物を積み込んだことと，彭孝の取り立てが失敗に終ったことは何の因果関係もなく，かえって文意は通じない。また写真図版からも「成」であると確認できない。

李2016はこの部分について「指彭孝未按指令及時前往王皮処収取債銭（彭孝は指令に基づいて時間通りに王皮のもとに赴いて借金を受け取らなかったことをいう)」とする。彭孝は来なかったのである。

3　今月六日遣屯長王于将皮　屯長王于の名は，J1③：325-1-33/『選釈』一〇四に「屯長王不処名」，J1③：325-2-8/『選釈』五六に「王屯長」とみえる。

『続漢書』百官志将軍条に大将軍の軍営組織がみえ，部（校尉・軍司馬）―曲（軍候）―屯（屯長）とある（劉楽賢2015の指摘)。軍守司馬の指示をうけ屯長が行動するのは妥当であろう。

彭孝側が取り決めた日に来なかったので，郢は王皮が持ち場である船から離

れることを認め，屯長王于を監視に付けたのである。それを屯長に王皮をひきいさせたと表現する。

3　詣県与孝誼　「県」は臨湘県である（李2016指摘）。
　「誼」について劉国忠2013は「文」と「彭孝」の子の名前であろうとする。劉楽賢2015は「議」に読み替えて，「今月」からの一文は「本月六日派屯長王于帯領王皮至県廷与彭孝商議（今月六日屯長王于を派遣して王皮を引き連れて県廷に行き彭孝と協議させた）」とする。劉楽賢説に従うべきである。

3　詆未到　劉楽賢2015は「詆」を「抵賴（否認する，言い逃れをする）」とし，そのため臨湘県廷に到らなかったとしている。しかしすでに屯長に引率されて県に出頭するのに，王皮が債務を逃れようとし「未到」となるというのも理解しがたい。
　柳2016は「与孝誼詆」と句読し，「商議抵償之事（弁償について相談する）」と解するが，「詆」一字で「抵償」と理解するのはためらわれる。
　「詆」は「抵」であり，「抵」には「至」（『漢書』鄒陽伝「能く西山を歴，長楽を径り，未央に抵る（能歴西山，径長楽，抵未央）」，顔師古注「抵は，至なり（抵，至也）」）の意味がある。臨湘県に至ったが彭孝のもとにたどり着かないうちに，と理解することができるのではないか。

3　亭長姓薛不知名奪収捕皮繫亭　亭が管轄区内の治安・警察業務にかかわること，人を「繫」ぐ場となることはよく知られている（堀敏一「中国古代の亭をめぐる諸問題」初出1990『中国古代の家と集落』汲古書院，1996。小嶋茂稔「州の機構の在地社会への浸透」初出2008『漢代国家統治の構造と展開』汲古書院，2009。冨谷至「漢代の地方行政―漢簡に見える亭の分析―」『文書行政の漢帝国』名古屋大学出版会，2010　など）。たとえば『漢書』翟方進伝に「会たま北地の浩商は義渠長の捕う所と為り，亡ぐ。長は其の母を取りて，豭豬と与に都亭の下に連繫す（会北地浩商為義渠長所捕，亡。長取其母，与豭豬連繫都亭下）」という事件がみえる。

3-4　案軍糧重事　「案」は「総括あるいは最終結果を導く文言」としての用法がある（鷹取祐司「漢代の挙劾文書の復原」初出1996。『秦漢官文書の基礎的研究』465頁）。「繫亭」まで〈王皮拘束事件〉の経緯をのべてきたので，それ

を総括し〈現状報告〉がはじまることを導く。

4　皮受僦米六百卅斛当保米致屯営　劉国忠2013・劉楽賢2015がいうように僦は賃金の意味であり，官米四千五百斛を輸送することによって，王皮が手に入れる報酬は六百卅斛である。

「保」は「請け負う。保証する」(『漢簡語彙』) である。李2016が「保米，指担保安全運米（保米とは，安全な穀物輸送を保証することを指す)」というように，賃金を受けているので，穀物の輸送を「保」する義務があるとのことであろう。王皮の任務を強調する。

4　今収繫皮空船無摂護者　「摂護」について李2016は「掌控保護（統轄保全する)」と説明する。船師である王皮がいない状態を「空船」と表現し，管理するものがいないことを述べる。

4　亭重船稽留有日不得発　「稽留」は「とどめる」「とどまる」(『墨子』号令「言を伝う者十歩にして一人，言を稽留する及び伝を乏する者は断ず（伝言者十歩一人，稽留言及乏伝者断)」)。

李2016は「亭重船稽留，即亭稽留重船，指薛姓亭長所在亭釦留王皮已載重的船隻（亭重船稽留とは，亭稽留重船ということであり，薛姓の亭長の亭が王皮の積み込んだ船を拘留したことを指す)」という。「亭重船稽留」のままでは意味がとりがたく，李説に従い，「亭稽留重船（亭重船を稽留す)」とした方が理解しやすい。8行目に「写移」とみえるように，この文書は〈郢発信文書〉を書き写したものであり，写し間違いや節略の可能性も疑われる。

この表記のまま解釈するのであれば，「重」を「かさねる」として，「有日」に重ねる，つまり長期間にわたると理解できるか。〈王皮拘束事件〉が発生したのは六日，〈郢発信文書〉は八日付けであるので，「空船無摂護者」の状態は既に三日目となっている。亭のせいで船がとどまった状態であることがこれ以上長期間になれば，との意味であろうか。仮に「重」を「かさねる」と解した。

4-5　恐宿夜災異無誰詭責　「宿夜」は「日夜」，「災異」は「天災人禍」であると李2016はする。「災異」は具体的なことを指すというよりも，大事，事件，何ごとかといった程度であろう。いつか大事がおきる可能性があると郢は指摘する。

また李2016は「無誰」は「無人」とする。

「詭責」は「責める，責めを負う，責任をとらせる」という意味である（『漢書』朱博伝「（朱）博の郡を治むに，常に属県をして各おの其の豪桀を用って以って大吏と為し，文武は宜に従わしむ。県に劇賊及び它の非常有らば，博は輒ち移書して以って之を詭責せしむ（博治郡，常令属県各用其豪桀以為大吏，文武従宜。県有劇賊及它非常，博輒移書以詭責之）」）。五一広場東漢簡牘に用例は散見され，「留事到五月詭責治決処言」（J1③：325-4-43／『選釈』四九），「記到実核詭責明分別正処言」（J1③：325-2-3／『選釈』五四）などがある。

大事が起こっても責めを負う者がいないことを危惧すると郢は述べている。軍糧輸送の責任問題を示唆し，臨湘県側を責める。

5　郢客吏被蒙府厚恩発遣正営流汗　「客」は「他所に寄寓する，あるいは他所に寄寓する者」（『漢簡語彙』）である。武陵太守府の吏である郢が，長沙郡内で業務に従事する状況を「客吏」と表現しているのであろう。

「府」は長沙太守府と武陵太守府の二つの可能性があるが，武陵太守府を指すと理解した。その理由は，一つにはこの一文は郢を主語とするので，「厚恩」によって郢が「発遣」されるとしたら，その発遣主体が長沙太守府であるとは考えがたい。理由の二としては，すぐ後の6行目に「長沙府」とあるので，それ以前に現れる「府」が長沙太守府であるとは見なしがたいからである。つまり郢は「被蒙府厚恩」と表現することで，自分は武陵郡太守府の指示で公用に従事することを強調し，長沙太守府を威圧するのであろう。

「正営」は「惶恐不安之意」（『漢書』王莽伝下顔師古注。伊2013の指摘），「流汗」は「形容羞愧不安（恥じ入り恐縮することを形容する）」（劉楽賢2015の指摘）。

公用遂行が妨げられて困っていると述べるのであるが，その要因をつくった長沙太守府管轄下での不手際を言外に責めるのではないか。

5-6　唯長沙府財吏馬厳臨湘　「唯」の下は空白を残して6行目「長沙府」と改行される。後にみる「記三」，「記四」とおなじく「府」に対する敬意を示すための改行である。ただしこの資料は，〈郢発信文書〉を「写移」（8行目）した長沙太守府発信下行文書である。長沙太守府は書き写す際に，改行も忠実に写していると考えられる。

「唯」は「助字。相手への願意を示す」(『漢簡語彙』) 語。受信者が「長沙府」であることが明示され，今後の対応に関わる要請本題に入る。

「財」は 2 行目「財遣孝家」の「財」と同じく，差配する。劉楽賢2015は「厳」字の後に「教」「督」などの動詞を脱している可能性を想定する。「吏馬」について，劉楽賢2015は居延漢簡で「吏馬馳行」という語句がみえることから，「吏馬」は「指快速伝送命令（急いで命令を伝送することを指す)」とし「唯長沙府財，吏馬厳臨湘」と句読する。しかし「財吏馬」は太守府の「吏馬」を差配すること，「厳臨湘」は臨湘県に「厳教」(「しかと命令，指導する」『漢簡語彙』) すること，この二句を対にすると考えられる。太守府内の属吏らと，属県の臨湘県双方に対して，太守府が責任をもって指揮命令することを要請するのである。

6　晨夜遣当代皮摂船者詣郢　「晨夜」は劉国忠2013のいうように「指昼夜，這里是指尽快的意思（昼夜を指し，ここではできるだけはやくの意味を指す)」のであろう。『後漢書』岑彭列伝に「晨夜に因りて倍道兼行すること二千余里，径ちに武陽を抜く（因晨夜倍道兼行二千余里，径抜武陽)」という表現がみえる。

「摂」は先出の「摂護」に同じで，「摂船者」とは船を操り管理するもののことである。

「詣郢」とあることから，軍守司馬郢は八日の時点で船と同行していたことがわかる。長沙郡内で，長沙太守府や臨湘県廷からも遠くない場所にいるのであろう。劉国忠2013は郢が武陵郡に居ると理解して，文書伝達速度について考察しているが誤りである。

6　須進道　「須」について，劉国忠2013は「須臾，即刻（しばし，ただちに)」とするが，劉楽賢2015の「等待（待つ)」の方がよい。「条件が整うのを待つ」(『漢簡語彙』) ことである。

6　皮訟決手械　「訟」は彭孝との債務案件のことをいう。それが決着しても，王皮には伏波営の軍糧輸送を滞らせた罪がある。「手械（手かせ)」をつけられ，武陵郡で裁きをうけることになる。

6　部吏伝詣武陵臨沅　部吏は統括下，配下の吏のこと。『漢書』朱雲伝「事丞

相に下り，丞相の部吏は考して其の殺人罪と立（な）す（事下丞相，丞相部吏考立其殺人罪）」，『後漢書』張酺列伝「（河南尹張）酺の部吏楊章等窮究し，（執金吾緹騎侯）海の罪を正し，朔方に徙す（酺部吏楊章等窮究，正海罪，徙朔方）」などの用例がある。ここでは長沙太守府に対して要請しているので，臨湘県に任せるのではなく，太守府の吏にさせよとのことであろう。

「伝詣」について劉楽賢2016は「押送的意思（護送するという意味）」というが，「伝」，つまりリレー方式をもちい，人をある場所に「詣（いたる。出頭する）」（『漢簡語彙』）させる，連れて行かせること。『漢書』王莽伝下「太師王匡・国将哀章は雒陽に降り，伝えて宛に詣せしめ，之を斬る（太師王匡・国将哀章降雒陽，伝詣宛，斬之）」，睡虎地秦墓竹簡・封診式・遷子「県次を以て伝えて成都に詣せしむ（以県次伝詣成都）」などの用例がある。

「武陵臨沅」とは武陵郡治臨沅県（『続漢書』郡国志）。伏波営もここに置かれたと考えられる。

6-7　保入官米　この四字は 4 行目「保米」に同じ。

省略等を想定しない場合，この部分の主語は「部吏」である。「部吏」が王皮に「保入官米」させることになる。穀物輸送を滞らせた件で処罰を受けるのは王皮であるが，王皮を臨沅に送り届けるまで長沙郡吏の責任とする。

7　郢誠惶誠恐叩頭叩頭死罪死罪敢言之　書きとめ文言であり，ここで〈郢発信文書〉が完結し，引用がおわる。

8　閏月十日乙亥長沙大守行文書事大守丞虞謂臨湘　ここから長沙太守府発信文書の地の文がはじまる。

8　写移　「写移」は「書き写して送る」（『漢簡語彙』）こと（「書一」参照）。〈郢発信文書〉をそのまま書き写して臨湘県に転送することをいう。

8　県知皮受僦当保載　長沙太守府は県が王皮の任務を「知」っていたと認識している。ここから〈郢発信文書〉に引用された1-2行目「前言」の「皮船載官米，財遣孝家従皮受銭」という内容が長沙太守府を経由して臨湘県廷に通達されていた（少なくとも長沙太守府はそう認識していた）と推測される。

8　而盛春佝留皮　「盛春佝留皮」については劉楽賢2015が詳細な検討を行っており，付け加える点はない。劉楽賢によれば，この文書が発信された閏正月は「盛春」にあたる。後漢時代の政治は月令思想の影響を受け，春夏に刑を用いるべきでないとしていた。それゆえ臨湘県が盛春の月に王皮を拘留したことも，長沙太守府は譴責するのである。

8-9　又不遣孝家受取直　ここも引き続き臨湘県が主語であり，「不遣」は臨湘県の行為である。郡の「前言」に「遣孝家従皮受銭」（2行目）とあった。「遣孝家受取直」「遣孝家従皮受銭」は同じことである。

長沙太守府からの指示により，臨湘県の責任で彭孝側のものを王皮のもとにつかわす手はずであった。しかしそれが実現しなかったのである。

9　更相推移何　李2016は「更相推移」について「指臨湘県有関部門和人員在王皮案処理過程中互相推卸責任（臨湘県の関係部門と人員が王皮の案件の処理過程で互いに責任を転嫁したことを指す）」というが，この段階で責任のなすり付けあいは起こっていない。

「推移」は「変化する」ことであるので，この場合「かわる」「たがえる」といった意味であろう。郡の指示（「遣孝家受取直」）通りに行わなかったことをいうのであろう。

9　書到亟処言会急疾如律令　書きとめ文言である。

陳2013は「書到，亟処言会。急疾如律令」と句読し，「処，有明義。審言，大概指明言。会，似指到達（「処」には明らかという意味がある。審言で，おおむね明言することを指す。会は到着することを指すようである）」とのべる。また通常「会」のあとに期日が入るが，本簡で期日がないのは「応与上文“亟”関聯，表示急速呈報（上の「亟」と関係し，すみやかに報告することを示す）」とする。

しかし「書到，亟処言。会急疾。如律令」と句読すべきであろう。「亟」は「すみやかに」(『漢簡語彙』)。「処言」については「書二」でのべたとおり，「つまびらかに報告せよ」。陳偉のいうように「会」は後に期限の日付が続くが，「急疾」は「いそぎ」という意味であるので，「会急疾」で「いますぐやれ」ということであろう。

9　・掾広卒史昆書佐喜　とりあつかい担当者三名の官職名と名が連記される。

10 今白誰収皮者召之閏月十一日開　受信者臨湘県廷で書き込まれた文である。

「簡報」は「今白」と「誰収皮者召之閏月十一日開」，二度記入されたとする。劉楽賢2015も二度記入され，それぞれ別人の手によるとする。

しかし文字の大小，配置（特に「之」と「閏」の重なり）からすれば「今白」「誰収皮者召之」「閏月十一日開」はそれぞれ別の時点に書かれたようにみえる。まず「閏月十一日開」は文書を開封する時に通常書き込まれる開封記録であり，これが最初に記入される。次に「今白」と書き込んで県令に報告したことを記録する。そして「誰収皮者召之」は県令の発言を書きとめたものであろう。王皮を拘束した薛亭長を呼び出す命令が下されるのであろう。

長沙郡太守府が十日に発信し，臨湘県は十一日に開封している。

【句読】

永元十五年閏月丙寅朔八日癸酉，武陵大守伏波営軍守司馬郢叩頭死罪敢言之。

前言，船師王皮当償彭孝夫文銭。皮船載官米，財遣孝家従皮受銭。

郢叩頭叩頭死罪死罪。

皮船載米四千五百斛已重，孝不来。今月六日遣屯長王于将皮詣県与孝誼（議）。詆（抵）未到，亭長姓薛不知名，奪収捕皮繫亭。

案軍糧重事，皮受僦米六百卅斛，当保米致屯営。今収繫皮，空船無摂護者。亭重船稽留有日，不得発，恐宿夜災異，無誰詭責。郢客吏，被蒙府厚恩発遣，正営流汗。

唯長沙府財吏馬，厳臨湘。晨夜遣当代皮摂船者詣郢，須進道。皮訟決手械，部吏伝詣武陵臨沅，保入官米。

郢誠惶誠恐，叩頭叩頭死罪死罪，敢言之。

閏月十日乙亥，長沙大守行文書事大守丞虞謂臨湘。

写移。県知皮受僦当保載，而盛春佝（拘）留皮，又不遣孝家受取直，更相推移何。

書到，亟処言。会急疾。如律令。

・掾広・卒史昆・書佐喜。

閏月十一日開。今白。誰収皮者，召之。

【訓読】

永元十五年閏月丙寅朔八日癸酉，武陵大守伏波営軍守司馬郢は叩頭死罪して敢て之を言う。

前言すらく，船師王皮は当に彭孝の夫の文の銭を償うべし。皮の船は官米を載すれば，財して孝の家を遣わして皮より銭を受けしめん，と。

郢は叩頭叩頭死罪死罪す。

皮の船は米四千五百斛を載せ已に重たるも，孝は来ず。今月六日屯長王于を遣りて皮を将いて県に詣り孝と誼（議）せしめんとす。詆（抵：いた）るも未だ到らざるに，亭長の姓薛にして名を知らざるもの，奪いて皮を収捕し亭に繋す。

案ずるに軍糧は重事にして，皮は傲米六百卅斛を受くれば，当に米を保ちて屯営に致すべし。今ま皮を収繋すれば，空船は摂護する者なし。亭の船の稽留せるを有日に重ね（？），発するを得ざらしめば，恐らくは宿夜災異あるも，誰か詭責する無し。郢は客吏にして，府の厚恩を蒙りて発遣せらるるに，正営流汗す。

唯（ねが）わくは長沙府は吏馬を財し，臨湘を厳せよ。晨夜に当に皮に代りて船を摂るべき者を遣りて郢に詣せしめ，須ちて進道せしめん。皮の訟決せば手械し，部吏は伝えて武陵臨沅に詣し，官米を保入せしめよ。

郢は誠惶誠恐，叩頭叩頭死罪死罪して敢て之を言う。

閏月十日乙亥，長沙大守行文書事太守丞虞は臨湘に謂う。

写移す。県は皮の傲を受け当に載を保すべきを知るに，而も盛春に皮を佝（拘）留し，又た孝家を遣りて直を受取せしめず，更ごも相い推移するは何ぞ。書到らば，亟（すみ）やかに処言せよ。急疾に会せ。律令の如し。

・掾広・卒史昆・書佐喜

閏月十一日開く。今白す。誰か皮を収せし者ぞ，之を召せ。

【現代語訳】

〈郢発信文書〉

永元十五年閏正月丙寅朔八日癸酉，武陵太守伏波営軍守司馬郢がおそれつつしんで申し上げます。

以前申し上げたように，船師の王皮は彭孝の夫である文の銭を返済せねばなりません。皮の船はお上の穀物を積載しているので，（長沙太守府は

臨湘県廷に）差配して彭孝の家を遣わして王皮から銭を受け取らせてください，ということでした。〈「前言」要約〉

郡はおそれつつしんでおります。

王皮の船は穀物四千五百斛を積載しすでに積み込み済みの状態でしたが，彭孝は現れませんでした。今月六日に屯長王于を派遣して王皮を引き連れて臨湘県に出向き彭孝と協議させようとしました。（臨湘県に？）いたったものの（彭孝のもとに？）到着しないうちに，亭長で姓が薛で名のわからないものが，（王于から）奪いとり王皮を捕らえ亭で拘束してしまいました。〈王皮拘束事件〉

案ずるに軍糧は重要問題であり，王皮は賃金として穀物六百三十斛を受け取ったので，穀物を責任もって屯営に送りとどけねばなりません。現在，王皮を拘束してしまったので，無人の船は管理するものがおりません。亭のせいで船が留まっていることが数日に長引き（？），出発することができなくさせられた場合，いつなんどき異常事態が発生しても，誰も責めを負うものがないことを危惧します。郡は客吏の立場であり，武陵郡太守府のご恩をうけて派遣されているのに，恥じ入り居たたまれません。〈現状報告〉

どうか長沙太守府は配下をご差配し，臨湘県をご指導してください。昼夜兼行して王皮の代わりに船を操る者を派遣して郡のもとに到らせてくだされば，それを待って出発させてください。王皮は訴訟が決着すれば手かせをつけ，（太守府の）配下の吏の責任のもとで武陵郡治臨沅県に連れて行かせ，お上の穀物納入について責任をとらせてください。〈要請〉

郡はまことにおそれつつしんで申し上げました。

閏正月十日乙亥，長沙大守行文書事太守丞虞は臨湘県に謂う。

書き写して転送する。臨湘県は王皮が賃金を受け取って積荷を保証せねばならないことを知っていながら，盛春であるにもかかわらず王皮を拘留し，また彭孝の家のものを派遣して代金をうけとりにやらせず，（指示通り行わず）違えたのはどうしたことか。〈譴責〉

この「書」が届いたら，早急に詳らかに報告せよ。いますぐやるように。律令の通りにせよ。〈命令〉

・掾広・卒史昆・書佐喜〈担当者名〉

〈県廷記入〉

閏月十一日開封。申し上げた。「誰が王皮を拘束したのか，そのものを召し出

せ」。

・書五　J1③：264-30/『選釈』一五九

【原文】

1　輒部賊曹掾黄納游徼李臨逐　召賢賢辞本臨湘民来客界中　丞為洞所殺後賢挙家還帰

2　本県長頼亭部杆上丘去県百　五十余里書到亟部吏与納　　并力逐召賢等必得以付納

【形態的特徴】

長さ232㎜，幅32㎜（『選釈』による）。「両行」簡である。

１行目「逐」―「召」／２行目「百」―「五」，１行目「中」―「丞」／２行目「納」―「并」の間には編綴のための空間がとられる。

【注】

1　輒部賊曹掾黄納游徼李臨　「部」は管轄，統括すること。

賊曹掾は郡吏・県吏両方の可能性があるが，「游徼」は県所属であり（厳耕望『中国地方行政制度史　甲部　秦漢地方行政制度』中央研究院歴史言語研究所専刊四五 A，1961），併記されていることから，「賊曹掾黄納」「游徼李臨」はともに県吏であると考えられる。

1　逐召賢　「逐」は「追いかける。追求する」，「召」は「上位の者が下位の者をよびだす」（ともに『漢簡語彙』）であるので，「逐召」で「探し求めて召し出す」といった意味であろう。J1①：85/『選釈』二「書輒逐召遁考問辞本県奇郷民」では「逐召」して尋問し，J1③：201-1/『選釈』一四四「被府都部書逐召崇不得」では「逐召」したが「不得」となっている。

1　賢辞　某賢による供述。

どこまでが賢の供述であるかが問題になるが，仮に「所殺」までとして解する。

1　本臨湘民来客界中　「客」は「他所の寄寓する，あるいは他所に寄寓する者」，「界中」は「境界の範囲内」（ともに『漢簡語彙』）であるので，本来臨湘

県の民であったが，他県に寄寓していたということである。県名が示されていないので「逐召」した黄納らの所属する県と同じであろう。

1　丞為洞所殺　『選釈』は「丞」「洞」が人名であるとする。

1-2　後賢挙家還帰本県長頼亭部杆上丘去県百五十余里　「挙」は「こぞる。一斉にする」(『漢簡語彙』)。

「本県」の県は行政単位の県で，臨湘県を指す。「去県」の県は県廷所在地点であり、「去県百五十余里」とは杆上丘の所在地を示す附記である。ここまで某県からの文書を太守府が引用していると考えられる。

2　書到　「この書が届いたら」。

この資料には発信者・受信者名はないが，「書到」は下行文書「書」に特徴的な文言であるので，この簡は下行文書であると判断した。

2　亟部吏与納并力逐召賢等　「亟」は「すみやかに」(『漢簡語彙』)。

「部吏」は配下の吏のこと（「書四」参照)。ここでは，臨湘県令の「部吏」と理解した。某県吏の黄納らは単独では臨湘県内で県民の賢を「逐召」などすることはできないので，臨湘県に協力を命じるのであろう。

2　必得以付納　「得」は「捕まえる。見つける」，「付」は「手渡す。与える」（ともに『漢簡語彙』)。

【句読】
……輒部賊曹掾黄納・游徼李臨，逐召賢。賢辞，本臨湘民，来客界中。丞為洞所殺。後賢挙家還帰本県長頼亭部杆上丘。去県百五十余里。
書到，亟部吏与納并力逐召賢等，必得，以付納……

【訓読】
……輒ち賊曹掾黄納・游徼李臨を部し，賢を逐召す。賢辞すらく，本と臨湘の民，来たりて界中に客す。丞は洞の殺す所と為る，と。後賢は家を挙げて本県長頼亭部杆上丘に還帰す。県を去ること百五十余里。
書到らば，亟（すみ）やかに部吏をして納と与に并力して賢等を逐召し，必

ず得，以て納に付せ……

【現代語訳】
……すぐに賊曹掾の黄納と游徼の李臨を統括し，賢を探し求めて召し出した。賢の供述では，もともと臨湘県の民であったが，（この県に）やってきて県内で寄寓していた。丞は洞に殺された，とある。その後賢は一家こぞって本来の県の長頼亭部杆上丘にもどった。そこは県廷所在地から百五十余里離れている（と某県の文書にあった）。
　この「書」が届いたら，すみやかに配下の吏に黄納と一緒に協力して賢等を探し求め召し出し，必ず見つけ出し，黄納に引き渡せ……

・記一　J1③：265-14/『選釈』一七三，「簡報」例一二
【原文】
府　告臨湘言部郷有秩利　漢□◿

【形態的特徴】残長180㎜，幅12㎜（『選釈』による）。残欠のある一行書きの竹簡。
　「利」-「漢」の間に空間がとられている。「告」字の上下，「利」字の上下に横線状のシミがあり，編綴紐の痕跡であろう。二道で編綴されていたとすれば完形では一尺（230㎜）程度である。

【注】
府告臨湘　「府」字には懸針がつく。
　長沙太守府から臨湘県への下行文書である。

言　「言」は「報告する」(『漢簡語彙』)。「言」の主語は示されていないが，「告」の対象者である臨湘であり，省略していると考えられる。臨湘県からの報告を引用するのであろう。

部郷有秩利漢　「部」は管轄，統括することであるが，「郷」にかかるのか，「郷有秩利漢」にまでかかるのかは判断しがたい。ただし，臨湘県が県内の郷を「部」するのは自明であり，「部郷」の語を用いる必然性は低いように思われる。仮に「郷有秩利漢」にかかると解釈した。

【句読】
府告臨湘。
言，部郷有秩利・漢……

【訓読】
府は臨湘に告ぐ。
言えらく，郷有秩利・漢を部し……

【現代語訳】
長沙太守府は臨湘県に告ぐ。
（臨湘県の）報告によれば，郷有秩の利と漢を統括し……

・記二　J1③：265-15/『選釈』一七四
【原文】
記到亟実核明分別処言　勿失自期有

【形態的特徴】残長163㎜，13㎜（『選釈』による）。残欠のある一行書きの竹簡。
「言」-「勿」のあいだには空間がとられ，「有」字の下は空白である。また「言」-「勿」のあいだ，「有」字の下には横棒状のシミがある。ここに編綴紐がかけられていたのであろう。二道で編綴されていたとすれば完形では一尺（230㎜）程度である。
「記一」と編綴されていた可能性がある。理由はともに竹簡で，編綴痕の位置が近く，「言」などの字形がよく似ている。簡番号が連続するので，連続して出土している可能性が高いことである。

【注】
記到　発信者・受信者名を欠くが，「はじめに」でみたように，「記到」は下行文書にみえる文言であるので，J1③：265-15は下行文書の一部分であると判断した。

亟実核　「亟」は「すみやかに」（『漢簡語彙』）。
「実核」は「「実覈」で，事実を調査し明確にすること」（籾山明「長沙東牌

楼出土木牘と後漢後半期の訴訟」208頁)。五一広場東漢簡牘に用例は多い(「理訟掾伉史宝実核治決会月廿五日復白」J1③:325-5-21/『選釈』四七,「記到実核詭責明分別正処言」J1③:325-2-3/『選釈』五四,「亟実核姦詐明正処言会月十七日」J1③:325-4-46/『選釈』六五　など)。

明分別処言　正確な報告を求める決まり文句的表現である。「書二」参照。

勿失自期　『選釈』は J1③:285/一一七「自期有書」の「自期」について「自請期(自ら期限をもとめる)」と注する。

「期」には「日時を約束する。取り決めた日時」(『漢簡語彙』)という意味がある。『漢書』王莽伝上「群公復た争うに,太后詔して曰く,公百姓の家ごとに給するを自期すれば,是を以て之を聴せ(群公復争,太后詔曰,公自期百姓家給,是以聴之)」のように「自」がついてもやはり「約束する」ということであろう。「自期」とは「自ら期限を約束する」ことであり,ここでは「勿失」の目的語となっているので「約束した期限」である。

有　下に大きく空白がとられている。西北漢簡や後の「記三」「記四」の例からすれば,改行し「府君教」と続くのであろう(鷹取祐司「漢代官文書の種別と書式」参照)。

【句読】
記到,亟実核,明分別処言,勿失自期。有……

【訓読】
記到らば,亟(すみ)やかに実核し,明らかに分別し処言すること,自期を失う勿かれ。……有り。

【現代語訳】
この「記」がとどいたら,すみやかに調査確認し,明らかに(ことの次第を)区別しつまびらかに報告すること,約束した期限をすぎてはならない。……(太守閣下のご指示)である。

・記三　J1③:285/『選釈』一一七,「簡報」例六

この簡に関連して以下の論考が公表されている。「記三」の考察で引用する場合は→の略称を用いる。
趙平安・羅小華「長沙五一広場出土 J1③：285号木牘解読」(『斉魯学刊』2013-4）→趙・羅2013
伊強「湖南長沙五一広場東漢漢簡劄記」(「簡帛網」2013-07-16　http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id＝1867）→伊2013
劉楽賢「長沙五一広場所出東漢孫詩供辞不実案再考」(『出土文献研究』十二，中西書局，2013）　→劉楽賢2013
李均明「長沙五一広場東漢簡牘考証八則」『史料与法史学（中央研究院歴史語言研究所会議論文集之十七)』中央研究院歴史言語研究所，2016→李2016
柳立言「史料与法史学　前言」『史料与法史学（中央研究院歴史語言研究所会議論文集之十七)』中央研究院歴史言語研究所，2016→柳2016
また鷹取祐司「漢代の訴訟」(『秦漢官文書の基礎的研究』699頁)，髙村武幸「後漢代の公文書と書信」(129頁）に日本語訳がある。

【原文】
（凹面）
1　府　告兼賊曹史湯臨湘臨湘言攸右尉謝栩与賊捕掾黄忠等別問儻趙明宅
2　者完城旦徒孫詩侄（1）立詩畏痛自誣南陽新野男子陳育李昌董孟陵趙次公（2）等劫殺明及王得
3　等推辟謁舎亭例船刺無次公等名県不与栩等集問詩詩自誣無検験又詩辞於其門聞
4　不処姓名三男子言渚下有流死二人逐捕名李光陳常等自期有書案前（？）(3)移湯書詩辞
5　持船於湘中糴米見流死人県又不録湯書而末殺不塞所問巨異不相応何咎在主
6　者不欲実事記到湯県各実核不相応状明正処言皆会月十五日毋佝繫無罪
7　殴撃人有
8　府君教
9　　五月九日開
（下端凸面）
永元十五年五月七日昼漏尽起府

【形態的特徴】

『選釈』は長さ345㎜，幅85㎜とする。「簡報」ではカラー写真と実測図が掲載され，残長342㎜，幅84㎜，厚9～21㎜と紹介されていた。

簡の上端部分にバリがのこり，調整されていないことが写真からわかる。本来はJ1③：325-1-140（「書四」）とおなじく合檄の皿側として使用され，その後上方凸面を切り落としたと考えられる。上下対称型であったと仮定し，残欠のない下方凸面の長さを上方側に足せば，全体で二尺（460㎜）程度となる（何佳・黄樸華「試探東漢「合檄」簡」『選釈』318頁に復原図が示されている）。

凹面両側面には，二カ所ずつ三等分する位置に明確な切れ込みがある。蓋をかぶせて紐を掛けたのであろう。

簡上方は人為的に切断され完形ではないが，切断は文字にはかかっておらず，凹面・下方凸面の文字におおむね欠損はない。

凹面１～８行目は謹直で細かい文字，９行目はやや大きく草卒で別筆である。下端凸面は謹直な文字で大きく書かれている。

【釈字】

(1)『選釈』は「侄」を「住」とするが，「侄」字に似るとする「或説」を紹介する。写真により「侄」字が適切であると判断した。

(2)『選釈』は「次公」を「□□」とする。劉楽賢2013は３行目の「無次公等名」に基づき，この二字を「次公」とする。残画からみて従うべきである。

(3)『選釈』は「□」とする。文意から「前」字と考えられ，残画とも矛盾しない。

【注】

1　府告兼賊曹史湯臨湘　「府」字に懸針がつく。「府」は発信者，長沙郡太守府。受信者は兼賊曹史の湯と臨湘県。

「兼賊曹史」の「賊曹史」は賊曹の史であるが（厳耕望『中国地方行政制度史　甲部　秦漢地方行政制度』中央研究院歴史言語研究所専刊四五A，1961），「臨湘」より先に書かれているため郡の賊曹であろう。

1　臨湘言　「簡報」は「臨湘」の二字の重複について衍文としていたが，衍字ではない。趙・羅2013にすでに指摘があり，『選釈』も「転述臨湘県先前上報的文書（臨湘県が以前報告した文書を転述する）」というように，臨湘県の報

告書を引用した部分になる。

3行目に「県不与」と臨湘県を主語とする文がはじまるので，その前の「無次公等名」までが引用部分である。これは臨湘県発信郡太守府受信の上行文書の節略引用であり，〈臨湘県発信文書引用〉とする。

1　攸右尉謝栩与賊捕掾黄忠等　「攸」は長沙郡の属県（『選釈』の指摘）。

「尉」は県の長吏で治安にかかわり，一県に二名置かれることがある（『続漢書』百官志五・県「尉は大県は二人，小県は一人。本注に曰く（略），尉は盗賊を主る（尉大県二人，小県一人。本注曰（略），尉主盗賊）」）。

「賊捕掾」は郡吏・県吏両方の可能性があるが（厳耕望『中国地方行政制度史　甲部　秦漢地方行政制度』），これは攸県の属吏であろう。

1　別問　「問」は「尋ねる。質問する」（『漢簡語彙』）で，ここでは尋問することである。

3行目に「集問」という語がみる。対象者を尋問する際に，諸機関の担当者たちが集まって合同で尋問するのが「集問」で，それぞれが別々に尋問するのが「別問」であろう。

1-2　僦趙明宅者完城旦徒孫詩　趙・羅2013は「僦，即租賃（僦とは，賃借することである）」とする。「僦趙明宅者」とは趙明の「宅」を賃借していた人物，つまり借家人，店子である。五一広場東漢簡牘 J1③：325-1-58/『選釈』一一〇には「通豦僦綏宅約四歳直銭五万交付率歳直万二千五百」とあり，某通が某綏の「宅」を四年間五万銭で「僦」したとある。

「趙明」は2行目に「劫殺明及王得」とあるので，殺害された被害者の名である。

「完城旦徒」は刑徒の一種であるが，なにゆえ刑徒が拘束もされず，家を借り，商売までしているのかは不明。

2　侄立　『選釈』は「侄」と釈する場合，孫詩の甥（姪）で「立」という名の人物である可能性を指摘する。しかし立なる人物はこの資料では他に登場しないので，人名とするのは躊躇される。「侄」字は「桎」に読み替えて，手かせ，拘束具と理解することができる。

「立」は『後漢書』章帝紀李賢注に「立は立ちて之を考訊するを謂う（立謂

立而考訊)」(元和元年七月「(詔して曰く，律に云えらく『掠者は唯だ榜・笞・立するを得（詔曰，律云『掠者唯得榜・笞・立』)」注）とあり，尋問の時に用いられる拷問の手段の一種と考えられる（劉楽賢2013,『選釈』)。

「侄立」で拘束し立たせて尋問することとなり，要するに拷問である。

2　詩畏痛自誣　「自誣」とは，無実であるのに自ら罪をかぶること。『後漢書』皇后紀・和熹鄧皇后に「(永初）二年夏，京師旱すれば，(鄧太后）親しく洛陽寺に幸して冤獄を録す。囚の実は人を殺さざるに而も考を被りて自誣する有り。羸困して輿もて見ゆるも，吏を畏れて敢えて言わず（二年夏，京師旱，親幸洛陽寺録冤獄。有囚実不殺人而被考自誣。羸困輿見，畏吏不敢言)」という例がある。しかしこの案件では，孫詩が罪をかぶったようにはみえず，虚偽の供述をいうと考えた。

ここから〈孫詩供述１〉が引用される。

2-3　南陽新野男子陳育李昌董孟陵趙次公等劫殺明及王得等　〈孫詩供述１〉

「南陽新野」は南陽郡新野県，「陳育」「李昌」「董孟陵」「趙次公」は人名（『選釈』の指摘)。

「劫」は「奪いとる。かすめる」(『漢簡語彙』)。「劫殺」はさらって殺すといったことであろう。『後漢書』皇后紀・光烈陰皇后に「(建武）九年，盗有りて（陰）后の母鄧氏及び弟訢を劫殺し，帝甚だ之を傷む（九年，有盗劫殺后母鄧氏及弟訢，帝甚傷之)」とみえる。

3　推辟　「推辟」は「調べる。捜査する」(『漢簡語彙』)。

孫詩が「推辟」することはありえず，ここから臨湘県の行動となる。孫詩の供述に従って，臨湘県は捜査を行ったことをのべる。

3　謁舎亭例船刺　『選釈』は「謁舎」は「客店」，つまり宿屋，「例船刺」を「例行出入船以及其搭乗人員的登記報告（定期的に出入りする船とその搭乗員の登録報告)」とし，「推辟謁舎，亭例船刺無次公等名」と句読する。

「謁舎」の語義はそうであろうが，「例船刺」の理解と句読については問題がある。「推辟」の対象となるのは「謁舎」だけではなく，「亭」，「例」（みせ，「列」。『漢書』食貨志上「小なる者は列に坐して販売す（小者坐列販賣)」，師古曰「列なる者は，今の市中の物を売るの行の若きなり（列者，若今市中売物

行也)」),「船」の諸施設もふくまれる。「刺」は「物品や人員の出入に関する記録」(『漢簡語彙』) を意味する。

劉楽賢2013は「推辟謁舎」するのは,「外地人 (よそもの)」の「住宿記録」の有無を調査するとするが,「亭」「例 (列)」「船」もよそ者が利用する可能性が高く, これらの「刺」も「推辟」せねばなるまい。

3 無次公等名 「次公等」は〈孫詩供述1〉で名の挙がった陳育から趙次公等までの四容疑者らである (劉楽賢2013)。

「推辟」から「無次公等名」まで,〈孫詩供述1〉に基づき, よそ者が立ち寄る施設で調査したが, 容疑者の名が記録に見えなかったことを述べる。

1行目「攸右尉」から「無次公等名」は,〈臨湘県発信文書引用〉である。

3 県不与栩等集問詩 ここから郡太守府発信文書の地の文になる。

「県」は受信者臨湘県をさす。「栩等」は攸右尉謝栩, 賊捕掾黄忠等である。「県不与栩等集問詩」とは, 攸県吏が孫詩を尋問した際, 臨湘県は「集問」すべきであったのに参加しなかったことをいい, 臨湘県は「別問」(1行目) を見過ごしたのである。それがそもそも問題であると太守府は指摘する。

3 詩自誣無検験 「検験」は調べる, 検証することである。『三国志』魏書胡質伝に「(郡吏馮) 諒は痛みを畏れ, 自誣すれば, 当に其の罪を反すべし。(頓丘令胡) 質官に至るに, 其の情色を察し, 更めて其の事を詳らかにし, 検験すれば具さに服す (諒不勝痛, 自誣, 当反其罪。質至官, 察其情色, 更詳其事, 検験具服)」とあり, この事件では県令が「検験」し真相を明らかにしている。同梁習伝注所引『魏略』苛吏伝「(弘農太守劉類) 復た幹の信ずるに足らざるを以て, 又た鈴下及び奴婢を遣りて転た相い検験せしむ (復以幹不足信, 又遣鈴下及奴婢使転相検験)」からも,「検験」とは検証するといった意味であると考えられる。李2016はこの部分について「指孫詩誣告的行為没有経過核查験証 (孫詩が誣告した行為は検査検証をへていないことを指す)」とのべる。

郡太守府は臨湘県が〈孫詩供述1〉を検証しなかったことも譴責する。

3 又詩辞 ここからふたたび孫詩の供述を引用する。劉楽賢2013は「大概長沙太守府再次引述臨湘県上報文書的内容, 即臨湘県提供的孫詩新供述 (おそらく長沙太守府は再び臨湘県の報告文書の内容, すなわち臨湘県が提供した孫詩

の新たな供述を引用するのであろう)」という。

3-4　於其門聞不処姓名三男子言渚下有流死二人　〈孫詩供述２〉。

「不処」は五一広場東漢簡牘に散見される表現で趙・羅2013は「処」を「審」とし,『選釈』は J1①：94/八の「不処日」について「不知哪一天（いつとはわからないある日)」と注する。「不処」で「特定できない，或る」といった意味である。

「流死」は「淹死（溺死)」(趙・羅2013)，また「死」は「死体，「尸」に同じ」(『漢簡語彙』）であるので，水死体のことである。

4　逐捕名李光陳常等　「逐捕」は「追跡して捕らえる」(『漢簡語彙』）こと。

「李光陳常等」については，二つの説がある。その一は「逐捕」する側の人名とし，趙・羅2013は「李光，陳常等の人が逮捕に参加したことを指し，おそらく“兼賊曹史湯”が派遣した（指李光，陳常等人参与了抓捕，可能是由“兼賊曹史湯”派出的)」とのべる。その二は劉楽賢2013が「一般的に言って，“逐捕”は動詞として理解するもののようであり，その後の“李光，陳常”がおそらく逐捕される対象であろう（就一般情況而言，“逐捕”似応理解為動詞，其後面的“李光，陳常”大概是被逐捕的対象)」というように，「逐捕」の対象者とする説である。

「名」には「名捕」(「指名手配」『漢簡語彙』）の意味があり，ここでも単なる「名前，名前とする」などではあるまい。劉楽賢2013の言うように「逐捕」は動詞でとり，また「名」も「指名手配する」という動詞で理解できる。「逐捕名」で「追跡し，指名手配する」といったことではないか。「李光」「陳常」の名はこの文書中で他の場所には見られないが，この事件と無関係な人物であるとは考えがたい。「流死二人」を「逐捕」することはないので，〈孫詩供述２〉にみえた「不処姓名三男子」のうち二名と理解すべきではないか。

4　自期　「自期」については先の「記二」でみたように，「自ら期限を約束する」ことであろう。李2016も「あるいは当事者が官と約束した捕まえる期限を指す（或指当事人与官方約定的抓捕期限)」とのべる。

4　有書　「書」は文書。「有書」で「～については文書に記してある。文書において引用の締め括りとして確認，強調をしめす常套句」(『漢簡語彙』)。また

「報告を受けたことを「…を言うこと書有り」と表現」する（鷹取祐司「「前言解」の意味と尋問命令の再録」初出2000『秦漢官文書の基礎的研究』646頁）。五一広場東漢簡牘では J1②：124/『選釈』一九に「廷書曰言男子呉輔闘傷弟妻靡亡逐捕有書」という表現がみる。

「逐捕」から「有書」までの位置づけはいまひとつはっきりしないが，「不処姓名三男子」が「李光・陳常等」であることを特定し，彼らの「逐捕名」の状況・期限にかかわる報告書があり，その報告書について記していると理解した。

4　案□移湯書詩辞　「案」は「総括あるいは最終結果を導く文言」（鷹取祐司「漢代の挙劾文書の復原」465頁）である。

「案」の次の一字は文脈から「前」と推測される。「移」は「送る。伝える」（『漢簡語彙』）ことで，この場合「湯」の文書を転送することである。

太守府は「前」に兼賊曹史湯の報告書を臨湘県に転送しており，そこには第三の孫詩供述が引用されていた。この供述は「見流死人」までである。

5　持船於湘中糴米見流死人　〈孫詩供述３〉

劉楽賢2013は「糴」について「糴」か「糶」で読むべきであるとするが，「出」「入」を問わず，「穀物をあきなう」と理解した。

5　県又不録湯書　再び「県」を主語とする文となる。「実事」まで，臨湘県の職務怠慢に対する太守府の譴責である。

「録」を「録」と解することは「簡報」が指摘している。「録」は「書きしるす」（『漢簡語彙』）ことである。ただしこの場合，単に「湯書」を書きしるすという意味ではないだろう。『選釈』は「省録之」として，『漢書』雋不疑伝「県を行る毎に囚徒を録して還る（毎行県録囚徒還）」を引用する（顔師古注に「之を省録し，其の情状の冤滞有るとあらざるとを知るなり（省録之，知其情状有冤滞与不也）」とある）。また劉楽賢2013は「采取，采用的意思（採取，採用の意味）」とのべる。このように「録湯書」とは，取り調べの資料として「湯書」を採用する，つまり「湯書」に基づいて取り調べる，という意味であろう。

5　而末殺不塞所問巨異不相応何　『選釈』，趙・羅2013，劉楽賢2013は「県又

不録湯書而末殺，不塞所問，巨異不相応，何？」と句読するが，問題がある。

「末殺」は『漢書』谷永伝「災異を末殺せんと欲す（欲末殺災異）」とみえ，顔師古注「末殺は，掃滅なり（末殺，掃滅也）」とあることは伊2013が指摘している。劉楽賢2013もこれに従い，「末殺」は「抹殺」であり，「銷案或撤案的意思（捜査を打ち切る，取りやめるの意味）」とする。つまり「抹殺」の対象はこの事件であると解しているようである。しかし，直前で県が「湯書」を「録」さなかったことを太守府は責めているのであり，ここでも「湯書」を「末殺」したと理解すべきである。そもそも〈臨湘県発信文書引用〉中で，臨湘県は捜査がうまくいかない原因を攸県吏の責任に帰しているが，事件自体をもみ消しているわけではなく，太守府が事件のもみ消しを問題にするとは考えがたい。「末殺」は「不録」と同じく捜査に反映すべき情報を「もみ消す，無視する」のであろう。

「不塞」の「塞」については，『選釈』は「充実」ととり，「不塞所問」で「指先前之調査結果与事実不相当（以前の調査結果は事実と相当しないことを指す）」とするが，この文書では事件の真相はいまだ明らかではなく，事実と相当するか否かを太守府が問題にするとは考えがたい。『漢簡語彙』によれば，「塞」には「みたす。期待に沿う」の意味があり，ここでは「こたえる」「応じる」と解することができる。「末殺不塞」で無視して対応しないことを意味する。

「所問」の「問」は「別問」（1行目），「集問」（3行目）の「問」と同じく尋問することであり，「所問」は「尋問結果」のことで，孫詩の供述を指す。

「巨異」については「各巨異」（J1③：325-1-103/『選釈』四五）という用例があり，「巨（おお）いに異なる」であろう。「所問巨異」で「尋問結果が大きく食い違う」ということである。

以上「末殺」から「応何」まではすべて四字で断句できる。「末殺不塞」までは，県の「湯書」の扱いを，「所問」以下は三件の尋問結果が一致しないことを問題にするので，「末殺不塞。所問巨異，不相応何。」とすべきである。

5-6　咎在主者不欲実事　「咎在××」は責任の所在をしめす表現で，たとえば『漢書』元帝紀永光元年詔「咎は朕の不明に在り（咎在朕之不明）」などよく見られる。五一広場東漢簡牘でも「咎在不以盗賊責負為憂」（後掲「記四」），「咎在興訓導無素」（J1③：325-1-67/『選釈』一一五）とみえる。

「主者」は「主管者。担当者」（『漢簡語彙』）で，ここでは受信者である兼

賊曹史湯と臨湘県である。「実」は「あきらかにする。調べる」(『漢簡語彙』)。

6　記到　「この記がとどいたら」。

6　湯県各実核不相応状　「記」の命令対象者「湯・県」は受信者「兼賊曹史湯・臨湘」(1行目)である。

「実核」は「「実覈」で，事実を調査し明確にすること（籾山明「長沙東牌楼出土木牘と後漢後半期の訴訟」208頁)」。

「不相応状」は，先の「所問巨異不相応何」(5行目)をうける。「所問」の不一致を「実核」することを命じている。

6　明正処言　「明らかに正しくつまびらかに報告せよ」(「書二」参照)。

6　皆会月十五日　「皆」とは湯と臨湘県の両者をいう。

「会」は期日を示す言葉（「書一」参照)。

6　毋佝繫無罪殴撃人　「佝」は「拘」に読み替え，「拘繫」で「拘禁の意味（拘禁的意思)」である（劉楽賢2013)。同じ文言は「書三」に「拘撃無罪殴撃人」とみえる。

7-8　有府君教　「有」の下には充分な空白をのこし，改行し「府君教」と結ばれる。

9　五月九日開　別筆である。受信者臨湘県廷が開封記録を書き付けたもの。

凸　永元十五年五月七日昼漏尽起府　太守府の発信記録。

永元十五年は後漢和帝治世103年。この部分は覆い隠されない。完形で【形態的特徴】で述べた形態であったとすれば，切り落とされた上方凸面も覆い隠されないが，こちらには宛名が書かれていたのであろう。

府が七日に発信し，臨湘県は九日に開封している。

【句読】

府告兼賊曹史湯・臨湘。

臨湘言，攸右尉謝栩与賊捕掾黄忠等別問儻趙明宅者完城旦徒孫詩，侄（桎）立。詩畏痛自誣，

南陽新野男子陳育・李昌・董孟陵・趙次公等劫殺明及王得等。

推辟謁舎・亭・例（列）・船刺，無次公等名。

県不与栩等集問詩，詩自誣無検験。

又詩辞，

於其門聞不処姓名三男子言渚下有流死二人。

逐捕名李光・陳常等自期，有書。

案前（？）移湯書，詩辞，

持船於湘中糴米，見流死人。

県又不緑（録）湯書，而末（抹）殺不塞。所問巨異，不相応何。咎在主者不欲実事。

記到，湯・県各実核不相応状。明正処言，皆会月十五日。毋佝（拘）繫無罪，殴撃人。有府君教。

永元十五年五月七日，昼漏尽。起府。

五月九日開。

【訓読】

府は兼賊曹史湯・臨湘に告ぐ。

臨湘言えらく，攸右尉謝栩は賊捕掾黄忠等と与に趙明の宅を儻せる者の完城旦徒孫詩を別問し，侄（桎）立す。詩は痛みを畏れて自誣すらく，

南陽新野の男子陳育・李昌・董孟陵・趙次公等は明及び王得等を劫殺す，と。

謁舎・亭・例（列）・船の刺を推辟するも，次公等の名無し，と。

県は栩等の詩を集問するに与にせず，詩の自誣は検験無し。

又た詩は辞すらく，

其の門に於いて姓名を処らかにせざるの三男子の渚下に流死二人有るを言うを聞く，と。

逐捕して李光・陳常等を名し自期するは，書有り。

案ずるに前（？）に移しし湯の書に，詩の辞すらく，

船を持りて湘中に米を糴（あきな）い，流死人を見る，と。

県は又た湯の書を緑（録）さず，而も末（抹）殺して塞（こた）えず。問う

所巨いに異なり，相い応ぜざるは何ぞ。咎は主者の事を実（あき）らかにするを欲せざるに在り。

記到らば，湯・県は各おの相い応ぜざるの状を実核せよ。明正処言すること，皆な月十五日に会せよ。無罪を佝（拘）繫し，人を殴撃する毋かれ。府君の教有り。

永元十五年五月七日，昼漏尽。府を起つ。

五月九日開く。

【現代語訳】

長沙太守府は兼賊曹史である湯と臨湘県に告ぐ。

臨湘県は以下のように報告していた。攸県右尉である謝栩は賊捕掾の黄忠等とともに趙明の住まいの店子である完城旦徒の孫詩を自分たちだけで尋問し，拘束し立たせ（拷問し）た。孫詩は苦痛を畏れて以下のように虚偽の供述をした。

南陽郡新野県の男子陳育・李昌・董孟陵・趙次公等は趙明及び王得等をさらって殺しました，と。〈孫詩供述１〉

宿屋・亭・店・船の記録を調査したが，次公等の名前はなかった，と。〈臨湘県発信文書引用〉

臨湘県は謝栩たちが孫詩を合同で尋問するのに参加せず，孫詩の虚偽供述は検証していない。〈譴責１〉

また孫詩は以下のようにも供述している。

その（趙明の住まい？）門で姓名がわからない男子三人が渚下に水死体二体があったと話しているのを聞きました，と。〈孫詩供述２〉

李光・陳常らを追跡指名手配し期限を約束した件については，報告書をうけている（？）。

案ずるに以前（？）に転送した湯の報告書では，孫詩は以下のように供述している。

船をあやつって湘中に穀物取引にでかけ，水死体を見かけました，と。〈孫詩供述３〉

臨湘県はさらに湯の報告書に基づいて取り調べせず，無視して対応していない。尋問結果が大きく食い違い，つじつまがあわないのはどうしたことか。責任は担当者が事実をあきらかにしたがらないせいである。〈譴責２〉

この「記」が届いたら，湯と臨湘県は（尋問結果が）それぞれつじつまのあわない状況について調査して明確にせよ。明らかに正しく詳細に報告すること，（湯・臨湘県）ともに今月十五日までとする。無実のものを拘束し，人に暴力をふるってはならない。太守閣下のご指示である。　〈命令〉
永元十五年五月七日，昼漏尽の時刻。太守府から発信。　〈発信記録〉
〈県廷記入〉
五月九日，開封した。

・記四　J1③：291/『選釈』二一

【原文】

1　府　告臨湘前却趣詭課左尉邦充守右尉夏侯弘逐捕殺小史周諷男子馮五
2　無什及射傷郷掾区晃佐区期殺弟賊李湊劫女子王綏牛者師寇蔣隆等及吏殺民賊朱祉董賀
3　范賀亭長袁初殷弘男子王昌丁怒李高張恭及不知何四男子等不得令充弘詣府対案祉賀
4　初昌怒寇高四男子等所犯皆無状当必禽得県充弘被書受詭逐捕連月訖不捕得
5　咎在不以盗賊責負為憂当皆対如会恐力未尽且皆復仮期記到県趣課充弘逐捕祉
6　賀高隆四男子等復不発得充弘詣府対会十六年正月廿五日令卅日勉思謀略有以自效有
7　府君教　　長沙大守丞印　　永元十五年十二月廿日昼漏尽起
8　□開

【形態的特徴】

残長315㎜，幅70㎜，右側面に三角形の刻歯がある（『選釈』による）。

刻歯は下端から約235㎜の箇所にある。紐掛け用の刻歯であり，紐がバランスよく全長の三分の一ごと，二道かかっていたと仮定すれば，刻歯から上に120㎜ほどの長さがあったと考えられる。その場合，完形では全長360㎜（一尺六寸）程度の牘で，上に90㎜，下に20㎜ほど空白を残して書かれていたことになる。

文字は四カ所に配置されている。その一は1行目から7行目「府君教」までは細かく詰めて書かれている。その二は７行目の「長沙大守丞印」の六文字で，『選釈』は墨跡がやや薄く，二次的に書かれたとする。その三は７行目「永元

……尽起」の十四字で，その一と同筆であろう。その四は 8 行目「開」一字でやや大きい。

上端部は残欠しているが，欠損が文字にかかるのは 8 行目「開」の部分だけである。

【注】

1　府告臨湘　「府」字に懸針がつく。

「府」は発信者長沙郡太守府，「臨湘」は受信者臨湘県廷である。

1　前却　「却」について，『選釈』は『後漢書』史弼列伝李賢注「却は，退なり（却，退也）」（「唯だ（平原相史）弼のみ独り上す所なし。詔書前後州郡を切却す　（唯弼独無所上。詔書前後切却州郡）」）に基づき，「却，退還（却とは，返すことである）」，「当指長沙郡曽退回臨湘県上報的文書（長沙郡が以前臨湘県の報告文書を退けたことを指す）」とのべる。「却」とは提出された文書・報告等を受理せず，突き返すことをいうのであろう。

「却」の対象は 3 行目「案」の前の「詣府対」までであると考えられる。

「却」の後「趣詭課」から「詣府対」までは，「記到」の後の「県趣課」から「詣府対」（5－6 行目）とほぼ同じことをいう。「前」に太守府は譴責のため県の報告を「却」したが，報告と同じ趣旨の命令を県に下したのがこの文書であると理解した。

1　趣詭課左尉邦充守右尉夏侯弘　「趣」は「催促する。取り立てる」（『漢簡語彙』）。

「詭」は「責成（責任をもたせる）」（『選釈』）。「詭責」の熟語の用例が散見され，「責める，責めを負う，責任をとらせる」という意味である（「書四」参照）。

「課」は「わりあてる，ノルマを課してもとめる」（『後漢書』方術列伝・任文公「王莽簒するの後，文公数を推りて，当に大いに乱るるべきを知る。乃ち家人に課して物を負うこと百斤，舎を環りて趨走せしむこと，日に数十（王莽簒後，文公推数，知当大乱。乃課家人負物百斤，環舎趨走，日数十）」）。「趣詭課」で「責任を問い督促する，責督する」といったことであろう。

「趣詭課」から 3 行目「不知何四男子等」までは，後の 5－6 行目「趣課充弘逐捕祉賀高隆四男子等」とほぼ同じことが述べられている。この文書の受信

者は臨湘県であり，５行目「趣課充弘」の主語も「県」であることから，１行目「趣詭課」の主語も臨湘県であるが，省略されているものと理解した。

1-3　逐捕……不得　「逐捕」は「追跡して捕らえる」(『漢簡語彙』)。「得」は「捕まえる。見つける」(『漢簡語彙』)。

逐捕の目的語は「四男子等」(３行目）までで，逐捕対象者名である。臨湘県尉らは彼らを追跡したが捕らえられなかったのである。

1-3　殺小史周諷男子馮五無什及射傷郷掾区晃佐区期殺弟賊李湊劫女子王綏牛者師寇蔣隆等及吏殺民賊朱祉董賀范賀亭長袁初殷弘男子王昌丁怒李高張恭及不知何四男子等　「逐捕」の対象者名。

周諷・区晃・区期・王綏らは被害者で，馮五・無什・李湊・師寇・蔣隆・朱祉・董賀・范賀・袁初・殷弘・王昌・丁怒・李高・張恭，不知何四男子らが容疑者であることを『選釈』は指摘する。

姓名が特定されているのが十四名と，姓名不明（「不知何」）の四名，計十八名である。

なお逐捕対象者名を修飾する語については一貫性が見出せず，よくわからない。２行目「吏殺民賊」は「吏の民を殺せしの賊」であろうが，その下の「朱祉」「董賀」「范賀」は官職名を冠さず，「袁初」「殷弘」は亭長の官職名が明記されている。あるいは「吏殺民賊」は「朱祉」「董賀」「范賀」だけであり，「亭長袁初」以下「不知何四男子等」までは「逐捕」理由であろう犯罪に関わる記述が省略され明記されないとも理解できる。しかし「馮五」から「蔣隆等」までは具体的な犯罪行為が述べられているのに対して，釣り合わないように思われる。

また「劫女子王綏牛者」について，J1③：169/『選釈』一三九，「簡報」例七に「与殺人宿命賊郭幽等倶強盗女子王綏牛」という事件がみえ，「女子王綏牛」が被害に遭っている。J1③：169は J1③：305/『選釈』二五により延平元〔106〕年四月に発信されたことがわかるが，郭幽等による「強盗女子王綏牛」の事件がいつ発生したのかは書かれておらず，師寇・蔣隆等による「劫女子王綏牛」と同一事件である可能性もある。「女子王綏の牛」ではなく，「女子の王綏牛」である可能性もある。

3　令充弘詣府対　次に「案」があることから，ここで文章が切れる。「前却」

の対象がここまでと解した。その場合「令」の主体は，「趣詭課」（1行目）と同じ臨湘県である。

「詣」は「いたる，出頭する」，「対」は「回答する」（ともに『漢簡語彙』）。ここでは「申し開き」，「釈明」であろう。

「逐捕」を「趣詭課」されていながら「不得」という状況にある県吏邴充・夏侯弘に対して，臨湘県廷は太守府に出頭させ口頭で回答させた。この一件を太守府は「前却」したのであろう。

3　案　「案」は「総括あるいは最終結果を導く文言」（鷹取祐司「漢代の挙劾文書の復原」465頁）である。

ここから「仮期」（5行目）までは，「前却」した件に基づいて太守府が下した見解であり，臨湘県に対する譴責でもある。

3-4　祉賀初昌怒寇高四男子等　逐捕対象者として名が挙げられていた朱祉ら七名と「四男子」がふたたび挙げられるが，馮五らは省略され，順序も異なる。

4　所犯皆無状当必禽得　「無状」は「不届きである」（『漢簡語彙』）という意味で，職責を果たせないことをいう文脈でつかわれることが多いが（J1③：325-2-1/『選釈』五三「勤職事留遅無状」），悪事をいうこともある。J1③：143/『選釈』一三六「度抜刀欲斫叔不中無状」では刃物で相手を傷つけようとしたが，命中しなかった行為を「無状」と表現する。

「禽」は「擒」に読みかえる（『選釈』）。

4　県充弘被書受詭逐捕連月訖不捕得　「被書」は「受書」であり（『選釈』の指摘），文書によって指示命令されることであろう。

「前却」された報告より前に，臨湘県・左尉邴充・守右尉夏侯弘に対して，大守府は「詭責」する文書を下していたようである。

「不捕得」は3行目「不得」に同じ。

5　咎在不以盗賊責負為憂　「咎在××」は責任の所在をしめす表現である（「記三」参照）。

「責負」は責任，職責（『三国志』魏書諸夏侯曹伝・夏侯玄「台閣之を総し，如し其の簡ぶ所，或いは参錯有らば，則ち其の責負，自ら有司に在り（台閣総

之，如其所簡，或有参錯，則其責負，自在有司)」)。

5　当皆対如会　「対」は3行目「詣府対」の「対」であろう。「会」は「会日」で「期限とする日，期日」(『漢簡語彙』)である。

県廷・充・弘の三者は，太守府に回答した上で，府が示した期日のとおりにすべきであったとのことである。

5　恐力未尽　県が「会」をまもれないのは，充分に力を尽くしていない，真剣に取り組んでいないためではないかと太守府は「恐」れる（うたがう）のである。

5　且皆復仮期　「仮期」について『選釈』は「仮延時日（日時をのばす)」であり，ここでは「原来弁案期限已到，此時予延期（もともとの調査処理の期限がすでに来て，この時猶予を与えた)」という。

しかし具体的な指示命令内容は「記到」以下で述べられるはずであり，その前の「案」に続く部分ではない（鷹取祐司によれば「「書到」以下の部分は文書送付先に対する命令内容で，それ以前はその命令を出すに至る経緯の説明に当たる」「「候粟君所責寇恩事」冊書の再検討」初出2002。『秦漢官文書の基礎的研究』672頁)。

「仮延時日」することには違いないが，この場合，太守府が「期」を「仮」すのではなく，県廷側が「期」を「仮」りる，期限延長を願い出たと解するべきである。五一広場東漢簡牘 J1③：325-1-63/『選釈』一一二「南山郷言民馬忠自言不能趣会仮期書」，J1③：261-8/『選釈』一六二「兼左部賊捕掾馮言逐捕殺人賊黄康未能得仮期解書」も，「期限延長を願い出る」と理解できる。

県尉の充・弘が太守府に出頭して弁明したとき（3行目「充弘詣府対」)，本来ならば彼らは太守府が提示した「会」にしたがうべきである（「当皆対如会」)。真剣に取り組んでいるのかも疑わしいのに（「恐力未尽」)，彼らは「復」た（4行目に「逐捕連月訖不捕得」とあるので，それに重ねて「またしても」の意味であろう）期限の延長を求めてきた（「仮期」)。

5　記到　「この記がとどいたら」。この文書の具体的な指示命令を導く。

5-6　県趣課充弘逐捕祉賀高隆四男子等　本文書の本題であり，太守府による

臨湘県に対する命令。1－3行目「趣詭課左尉邦充……及不知何四男子等」と同じ趣旨である。

県（＝県令）が県尉を「趣課」するよう太守府は命じており，太守府が直接県尉に「逐捕」を命じているのではないことが注目される。

「逐捕」の対象者は「祉・賀・高・隆」の四名と「四男子等」が挙げられ，1－3行目の列挙よりも省略されているが，3－4行目「祉初……四男子等」とも異同がある。

6　復不発得　「発得」の熟語は『漢書』霍光伝に「先んじて発得すれば，咸な其の辜に伏す（先発得，咸伏其辜）」とみえ，顔師古は「事発して而して捕得す（事発而捕得）」と説明する。叛逆事件に関して，事が起こる前に発覚させて関係者を一網打尽にしたということである。

ここでも「発」は「あばく」(『漢簡語彙』)，「得」は「捕まえる」で理解すべきであろう。「不知何四男子」(3行目）は姓名を特定されていないため，彼らが何者であるか「発（あば）」くことをいうのではないか。

この部分は仮定の節であろう。「県趣課充弘逐捕祉賀高隆四男子等」の指示命令が達成され「発得」できれば，県は職責を果たしたことになる。もしもそれが達成できなかった場合，次の命令に従わねばならなくなる。

6　充弘詣府対　県尉たちは「詣府対」することが命ぜられる。

6　会十六年正月廿五日　「書一」で述べたように，「会」は「会日」，「期限とする日。期日」(『漢簡語彙』)。

6　令卅日勉思謀略有以自效　この文書の発信は永元十五年十二月二十日，期日は十六年正月二十五日なので，約三十日の期限延長を認めるということである。

『選釈』は「勉思」は「努力思索（つとめて熟考する)」を意味し，『漢書』趙広漢伝「(趙広漢曰く）還れば吾が為に界上亭長に謝し，職事を勉思し，以って自ら效（いた）す有らん（還為吾謝界上亭長，勉思職事，有以自效」）をあげる。

「自效」は「自ら效（いた）す」(『漢書』蘇武伝「今ま身を殺して自ら效すを得れば，斧鉞湯鑊を蒙ると雖も，誠に甘んじて之を楽しむ（今得殺身自效，

雖蒙斧鉞湯鑊，誠甘楽之)」。持てる力を出し尽くす，ということであろう。

6-7　有府君教　「府君教」が行頭に配置される。6行目「令卅日勉思謀略有以自效」は他と比較して文字間隔が詰まっているようであり，「府君教」を行頭に配置するために，詰めて書いたと考えられる。

7　長沙大守丞印　別筆。受信者臨湘県廷での記入である。この文書が長沙太守丞の印で封緘されていたことを意味する。

7　永元十五年十二月廿日昼漏尽起　永元十五年は後漢和帝治世103年。
　発信記録である。この資料では，発信記録が文書本文と同じ面に記載されている。同じ大きさの簡を重ねて封緘したとすると，おおわれて露出しない内側に発信記録が記載されたことになる。「記三」では露出する面に発信記録が記載されていたが，この違いにどのような意味があるのかは不明である。

8　開　別筆。受信者臨湘県廷での記入である。「開」の上の残欠部分に開封日時が記入されていたと考えられる。

【句読】
府告臨湘。
前却，趣詭課左尉邦充・守右尉夏侯弘，逐捕殺小史周諷男子馮五・無什，及射傷郷掾区晃・佐区期殺弟賊李湊，劫女子王綏牛者師寇・蒋隆等，及吏殺民賊朱祉・董賀・范賀，亭長袁初・殷弘，男子王昌・丁怒・李高・張恭，及不知何四男子等，不得，令充・弘詣府対。
案祉・賀・初・昌・怒・寇・高，四男子等所犯皆無状，当必禽（擒）得。県・充・弘被書受詭，逐捕連月，訖不捕得。咎在不以盗賊責負為憂。当皆対如会，恐力未尽，且皆復仮期。
記到，県趣課充・弘，逐捕祉・賀・高・隆，四男子等。復不発得，充・弘詣府対，会十六年正月廿五日。令卅日勉思謀略，有以自效。有府君教。
永元十五年十二月廿日，昼漏尽。起。

……開。長沙大守丞印

【訓読】

府は臨湘に告ぐ。

前に却すらく，左尉邦充・守右尉夏侯弘を趣詭課し，小史周諷を殺せし男子馮五・無什，及び郷掾区晃・佐区期を射傷し弟を殺せしの賊李湊，女子王綏の牛を劫せし者の師寇・蔣隆等，及び吏の民を殺せしの賊朱祉・董賀・范賀，亭長袁初・殷弘，男子王昌・丁怒・李高・張恭，及び何なるかを知らざるの四男子等を逐捕するも，得ざれば，充・弘をして府に詣して対えしむ，と。

案ずるに祉・賀・初・昌・怒・寇・高，四男子等は犯す所皆な無状たりて，当に必ず禽（擒）得すべし。県・充・弘は書を被け詭を受け，逐捕すること連月なるも，訖（つい）に捕得せず。咎は盗賊の責負を以て憂と為さざるに在り。当に皆な対うこと会の如くすべきも，恐らくは力の未だ尽くさざるに，且つ皆な復た期を仮る。

記到らば，県は充・弘を趣課し，祉・賀・高・隆，四男子等を逐捕せしめよ。復た発得せざれば，充・弘は府に詣して対えしむこと，十六年正月廿五日に会せよ。卅日をして謀略を勉思し，以て自ら效（いた）す有らしめん。府君の教有り。

永元十五年十二月廿日，昼漏尽。起つ。

……開く。長沙大守丞印

【現代語訳】

太守府は臨湘県に告ぐ。

以前却下した件では，（臨湘県は）左尉邦充・守右尉夏侯弘を責督し，小史の周諷を殺した男子馮五・無什，及び郷掾の区晃・郷左の区期を射て傷つけ弟を殺した賊である李湊，女子王綏の牛を奪った者である師寇・蔣隆等，及び吏でありながら民を殺した賊の朱祉・董賀・范賀，亭長の袁初・殷弘，男子王昌・丁怒・李高・張恭，及び何者かわからない四男子等を追跡して捕らえさせたが，捕らえられなかったので，（臨湘県は）邦充と夏侯弘に太守府に出頭して申し開きさせていた。　〈「前却」した臨湘県報告の要約〉

案ずるに祉・賀・初・昌・怒・寇・高，四男子等が犯した行為はどれも不届きであり，必ず捕らえねばならない。臨湘県・邦充・夏侯弘は（太守府の）文書によって督責を受け，追跡して捕らえようと数ヶ月にもなるのに，いまだに捕らえられないでいる。責任は盗賊に関わる職責を憂慮しないことにある。

（太守府に出頭したときに）申し開きをして期日にしたがうべきであり，力を尽くしていないことが疑われ，その上また期限延長を求めてきた。

〈見解・譴責〉

この「記」が届いたら，臨湘県は邦充と夏侯弘を責督し，祉・賀・高・隆，四男子等を追跡し捕らえさせよ。もしもまだ（犯罪者を）特定し捕らえることができなかった場合，邦充・夏侯弘は太守府に出頭して申し開きせねばならないが，（それは）十六年正月二十五日を期日とする。三十日間作戦を熟考し，それによって自分の能力を出し尽くさせよ。太守閣下のご指示である。〈命令〉

永元十五年十二月二十日，昼漏尽の時刻。発信。　〈発信記録〉

〈県廷記入〉

……開封。長沙大守丞の印で封緘されていた。

付記

「簡報」に掲載された J1③：325-1-140（例五），J1③：285（例六，『選釈』一一七），J1③：265-14（例一二，『選釈』一七三）簡は，東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同利用・共同研究課題「中国古代簡牘の横断領域的研究」（代表・陶安あんど）研究会において講読した成果である。また本稿全体についても，この研究会での検討を行い，参加した各氏から助言をうけた。

本稿は JSPS 科研費16K16927の助成を受けたものである。

キーワード　中国古代史　五一広場東漢簡牘　後漢中期　文書